

維持管理・環境管理専門委員会の活動

【ご注意】

本資料は、生態系保護の観点から生物の位置に関わる情報などは非表示としています。
ご了承下さい。

専門委員会の開催状況

①維持管理・環境管理専門委員会の開催

第40回協議会(平成27年8月3日)以降、9月3日、10月5日、11月9日と毎月1回の合計3回、専門委員会を開催しました。

②専門委員会の検討事項

委員会では、公園化、維持管理の組織体制（資金確保）、外部オブザーバー候補の選定、荒川太郎右衛門地区の良い場所の拾い出し、維持管理の試行の企画、管理用通路の検討の5項目について検討を行っています。

専門委員会

上尾文化センター

平成27年9月3日
9:30～11:30



平成27年10月5日
9:30～11:30



平成27年11月9日
9:30～11:30



今後の専門委員会の進め方

今後の専門委員会の進め方

第7回 維持管理・環境管理専門委員会
2015年5月22日 資料より

【設置細則における維持管理・環境管理専門委員会の役割】

太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、事業実施中、実施後における様々な事象や問題に対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、①具体的な管理計画、②維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討するとともに、③当面必要な維持管理を実施する。

【協議会の意見】

- ①太郎右衛門の自然再生の維持管理の基準をどこにおくのか考える必要がある。（第36回協議会H26.3.18）
- ②管理目標WGのメンバー以外にも、いろいろな人にオブザーバー参加を呼びかける。（第37回協議会H26.8.29）
- ③今後の検討のための現地調査の実施と、現地確認での意見はバラバラで、まとまっていないことを報告。
（第38回協議会H26.12.16、第39回協議会H27.3.11）
- ④撒きだし面に外来種が見られたら、工事予定範囲のオギを掘削して張り付ける等の対応を行う。
（H27.2.27現地見学会）
- ⑤水のたまり具合によっては旧流路との接続を再検討。（H27.2.27現地見学会）
- ⑥整備地の少し上流の河畔林にツタがからみついているので、できれば切りたい。（H27.2.27現地見学会）
- ⑦確認されたアライグマの対処法を検討する。（39回協議会H27.3.11）
- ⑧自転車の高速走行、サバイバルゲーム、ゴルフの練習、狩猟等の利用に関する検討を行う。（第39回協議会H27.3.11）

今後の専門委員会の進め方

第7回 維持管理・環境管理専門委員会
2015年5月22日 資料より

【専門委員会の意見】

- ①公園化も含めた土地管理について基本から考える。対象は整備地と地区全体の両方。（第1回専門委員会H26.5）
- ②特定の箇所の委員による管理の試行を実施し、情報の共有を図る。（第1回専門委員会H26.5）
- ③エコロジカルネットワークも組織体制検討の中で取り扱い検討する。三ツ又沼を取り込む、観光展開メニューも検討。
（第1回専門委員会H26.5）
- ④企業の協力、農家の方の理解を得る。メリットのある連携方法を検討する。（第1回専門委員会H26.5）
- ⑤組織体制と資金確保方策検討を行う。（第1回専門委員会H26.5）
- ⑥管理用通路は机上の検討では決まらないので、現地確認により検討を進める。（第2回専門委員会H26.10）
- ⑦維持管理計画書の検討では、まず、河川管理者と協議会の役割分担の検討を行う。（第2回専門委員会H26.10）
- ⑧現地確認の結果、委員会から、管理用通路、看板設置に関する意見を整理し、協議会で報告。（第3回～6回専門委員会）

【検討テーマの整理と検討順の案】

○概ね検討済み（検討無し）

- ・下池河畔林の整備（残りの整備）

○検討1（維持管理の組織体制）

- ・公園化も含めた土地管理の基本方針
- ・維持管理の組織体制
- ・資金確保方策
- ・外部のオブザーバーの参画

○検討2

- ・当面の維持管理の実施（試行等）
- ・植生管理（除草等）

○検討3

- ・管理用通路の整備（残りの整備）
- ・看板の設置（残りの整備）

○検討4

- ・自然再生地の適正利用について
- ・エコロジカルネットワーク
を実現する組織体制
- 自治体への依頼事項
- ・アライグマ対策

今後の専門委員会の進め方

○平成27年度の毎月と、平成28年度以降の進め方（案）

検討項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成28年度	平成29年度	備考
○検討1（維持管理の組織体制） ・公園化も含めた土地管理の基本方針 ・維持管理の組織体制 ・資金確保方策 ・外部のオブザーバーの参画		当面方針検討		当面方針報告	基本方針検討		基本方針報告	行動計画検討	取り組み	
		方針検討の途中			維持管理広報（広報WG）					
○検討2 ・当面の維持管理の実施（試行等） ・植生管理（除草等）			維持管理の試行		植生管理計画の検討			取り組み		
			維持管理の試行は1月以降へ							
○検討3 ・管理用通路の整備（残りの整備） ・看板の設置（残りの整備）								検討	整備	
			認定道路と国有地の整理まで実施、今後現地確認予定							
○検討4 ・自然再生地の適正利用 ・エコロジカルネットワークを実現する組織体制								検討		
			関連する議題のときに専門委員会から意見を出してもらっている。							
専門委員会の開催時期	3日	初旬 5日	初旬 9日	初旬	初旬	初旬	初旬			
協議会				下旬			下旬			

※オレンジの文字は実施状況

今後の専門委員会の進め方（進捗状況）

【検討テーマごとの進捗状況（経過）】

○概ね検討済み（検討無し）

- ・下池河畔林の整備（残りの整備）・・・第40回協議会で地盤掘削高を決定。次年度以降、施工予定。

○検討1（維持管理の組織体制）

- ・公園化も含めた土地管理の基本方針・・・資金確保の1つの方策である「公園化」について、「都市公園」の「都市林」のみ可能性があることを確認（P13参照）。公園化およびそれ以外の方策について引き続き検討。
- ・維持管理の組織体制・資金確保方策・・・石西礪湖と阿蘇草原の2例における資金確保と活用体制を参照。太郎右衛門地区において資金管理に関する細則を設けることを提案（提案事項）、将来は管理組織と資金確保方策が必要であることを確認（P45参照）。引き続き検討。
- ・外部のオブザーバーの参画・・・一般の方々から見た太郎右衛門地区の魅力と活用の可能性を考えるため、外部オブザーバーに現地を見ていただくことを提案（提案事項）（P55-56参照）。あわせて、オブザーバーに現地を紹介するため、協議会委員に現地の「良いところ」に関する情報アンケートを実施することを提案（提案事項）（P66-77参照）。準備でき次第、実施。結果を踏まえて引き続き検討。

○検討2

- ・当面の維持管理の実施（試行等）・植生管理（除草等）・・・維持管理の試行イベントを提案（提案事項）（P79-80参照）。次年度、整備地における維持管理の試行を検討（P85参照）。試行しながら引き続き検討。

○検討3

- ・管理用通路の整備・看板の設置（残りの整備）・・・用地・認定道路の情報をもとに12/18に現地確認を予定（P87参照）。結果を踏まえて引き続き検討。

- 検討4（自然再生地の適正利用について、エコロジカルネットワークを実現する組織体制）と○自治体への依頼事項（アライグマ対策）については今後検討。

1. 公園化について

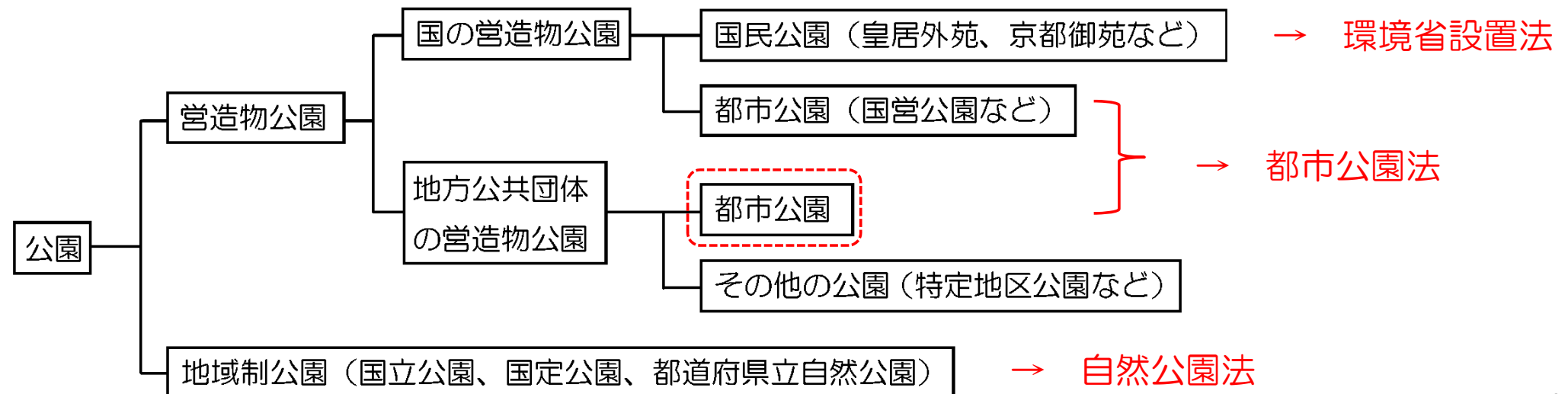
1-1. 公園の分類

- 公園は、「営造物公園」と「地域制定公園」に大別されます。
- 「営造物公園」：国又は地方公共団体が土地の権限を取得して管理します。
- 「地域制定公園」：国又は地方公共団体が土地の権限に関係なく指定して管理します。
- 公園に関する法律は「環境省設置法」、「都市公園法」、「自然公園法」の3つがあり、それぞれの目的に準じて公園化がなされます。

■公園の分類

一般に『公園』と呼ばれるものは、『営造物公園』と『地域制公園』とに大別されます。

営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表され、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物です。地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表され、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とします。



1－1. 公園の分類

○国民公園は、皇居外苑、京都御苑、新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の4つだけで、荒川太郎右衛門地区の公園化には関係しません。

国民公園

環境省設置法の抜粋（環境省を設置するための法律）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 環境省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省を設置する。

第二節 環境省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

途中略

十五 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。

以下略

1-1. 公園の分類

○「自然公園法」では、「傑出」という条件が必要ですが、荒川太郎右衛門地区には、そこまでの風景がなく、指定は難しいと考えられます。

国立公園・国定公園・都道府県立自然公園

国立・国定・都道府県立自然公園の違い

国立公園

指定する者	環境大臣
指定の要件	同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること
根拠となる法律	自然公園法
行政的管理責任者	環境省

国定公園

指定する者	環境大臣
指定の要件	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること
根拠となる法律	自然公園法
行政的管理責任者	都道府県

都道府県立自然公園

指定する者	都道府県知事
指定の要件	都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること
根拠となる法律	都道府県条例
行政的管理責任者	都道府県

傑出という要件に該当しない

1-1. 公園の分類

○「都市公園」には様々な種別があり、その中で、住環境に関するものは荒川太郎右衛門地区の自然再生の主旨とは一致しません。

都市公園

都市公園法

都市公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、②都市基幹公園（総合公園、運動公園）、③大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、④国営公園、⑤特殊公園、⑥緩衝緑地、⑦都市緑地、⑧緑道、⑨都市林、⑩広場公園に区分されます。

主旨が異なる

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。

1-1. 公園の分類

○「都市公園」の中では「国営公園」と「都市林」が候補になると考えられます。

都市公園		都市公園法	つづき
主旨が異なる	候補	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
		緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
		都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
		緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
主旨が異なる	候補	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
		広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

1-1. 公園の分類

- 「国営公園」は都道府県を超える場合が基本ですが、荒川太郎右衛門地区は越えていません。
- また、埼玉県には既に1つあり、関東でも4つあるため、新たな国営公園の設置は難しいと考えられます。
- そのため、候補は都市公園の都市林のみになると考えられます。

都市公園

国営公園

日本の国営公園



関東には4つの
国営公園がある。
埼玉県には1つ。

1-1. 公園の分類

参考：都市公園法による設置基準について

国営公園の種類

国営公園はその設置の趣旨から次の二つの種類に分けられます。
(都市公園法第2条第1項第2号)

- (イ) 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地。(ロに該当するものを除く)(イ号国営公園)
- (ロ) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。(ロ号国営公園)

国営公園の整備及び維持管理

国営公園の整備及び維持管理は、国土交通省の地方整備局等(北海道では北海道開発局、沖縄では内閣府沖縄総合事務局)が行っています。

国営公園の設置基準

イ号国営公園については、配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準が定められています。

(都市公園法第3条第3項)

基準 / 区分	配置	規模
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	大規模な災害により国民経済上、重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。
国が設置するその他の都市公園	一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを越えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね三百ヘクタール以上とすること。

基準 / 区分	位置及び区域の選定	公園施設の整備
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備すること。
国が設置するその他の都市公園	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるよう公園施設を整備すること。

出典：国土交通省HP

1-1. 公園の分類

○「都市公園」の中の「都市林」は、法律上の主旨からみて、公園化としての可能性があります。

都市公園

都市林

1. 都市林の法的位置付け及び概念

「都市林」は、平成5年の都市公園法施行令の改正により新たに種別に加えられた都市公園である。「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」として、都市公園にその種別が加えられた社会的な背景は、都市化の進展、国土・都市構造の変化、高齢化の進展、国民の余暇ニーズの多様化・高度化、地球的規模での環境問題の顕在化等があり、これらの社会的な変化に公園緑地が的確に対応するため、都市計画中央審議会の答申（平成4年12月）において都市公園制度の見直しの具体的方向が示されたことによる。

なお、動植物など自然資源の保護を目的とする類似の公園として自然公園法に基づく自然公園がある。都市公園の場合、都市計画区域内に設置されること、用地を国又は地方公共団体が取得して設置し管理する点が自然公園と大きく異なる。

平成24年改正でもこの部分は残っている。

『都市林』とは、平成5年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園を示す。

（都市公園施行令第2条より）

都市林の法律上の意義

「新しい時代に向けた新たな都市公園の整備を推進するため、例えば都市林等大規模な都市緑地の拡充強化、広場的機能を有する公園種別の新設等新しい時代に対応した都市公園体系を構築するため、公園種別や設置基準について見直しを行うこととすべきである。」

都市計画中央審議会の答申（平成4年12月）（抜粋）

1-1. 公園の分類

都市公園

都市林

●「樹林地等」とは

・樹林地を中心とし、当該樹林地の周辺で当該樹林地を補完する土地を含むこととする意味であり、農地は含まれない。

●「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」とは

・都市でまだ自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等における、野生動物の保護、都市気候の改善を目的とした都市公園というものであり、都市の生活環境を維持、向上させるという機能の発揮を目的としたものである。

「都市林」と通称されている。

●「都市林」は、動植物の保護を直接の目的とした大都市公園か

・あくまで「樹林地等の保護」を目的とするものであって「動植物の保護」を直接の目的とするものではない。現存する樹林地等あるいは新たに創設された樹林地等を保護することにより、結果として当該樹林地等が動植物の生息地又は生育地という属性を持つということを表す。

●都市林の整備イメージ

・現存する樹林等を中心として整備する場合もあれば、新たに草木を植え、樹林地等を創設して整備する場合もある。

（「改正 都市公園制度 Q&A」（建設省都市局公園緑地課監修、公園緑地行政研究

（株）ぎょうせい平成5年発行）より抜粋整理）

都市林に関する規定に用いられている用語等の意味

1－2. 川島都市林についての川島町議会議事録

○川島町の議会録（平成16年12月）によると、川島都市林は休止として取り扱われています。

川島町議会録【平成16年 12月 定例会（第4回）-12月14日-03号】

◆10番（鈴木久雄君） 10番、鈴木でございます。

―― 略 ――

平成15年3月議会において一般質問をしました荒川河川防災ステーションは、その後どうなっておるのかお伺いいたします。

―― 略 ――

◎町長（高田康男君）

それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず防災対策についてでございますが、ご質問にもございましたように、ことは例年になく多くの台風が日本列島に上陸し、各地に大きな被害をもたらしたところでございますが、町の被害状況につきましては、台風22号の際に床下浸水が1棟、道路冠水が5カ所、台風23号の接近時に床下浸水が1棟発生しております。また、10月23日の夕方に発生した新潟県中越地震での被害状況ですが、本町は震度3で、幸いにして被害を受けたという報告はいただいております。

町ではこのような自然災害等に対応するために、地域防災計画や水防計画を作成しております。いずれの計画におきましても、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、避難や立ち退きの勧告基準、周知方法や避難場所等について定めております。災害弱者に対する対応につきましても、地域防災計画の災害予防計画や災害復旧対策計画を定め、通常時の対策と災害時での援助、救援ができるよう努めてまいります。

また、荒川河川防災ステーションの計画についてですが、荒川河川防災ステーションの施設は、地元自治体が建設することになっております。

この地元自治体で建設する施設については、荒川河川区域に計画された県の公園である（仮称）**川島都市林**の管理施設を当てる計画を進めておりましたが、（仮称）**川島都市林が休止となった現在、町単独でステーション施設を整備することは財政的にできないと考えております**ので、ご理解を賜りたいと思います。

1－2. 川島都市林についての川島町議会議事録

○川島町の議会録（平成16年12月）によると、国が整備する防災ステーションの上部施設を、県営の川島都市林の整備と一体的に整備することで町の負担の軽減を図ることとなっていたが、川島都市林が休止になったため、町での設置は難しいとの答弁がなされています。

川島町議会録【平成16年 12月 定例会（第4回）-12月14日-03号】

◆10番（鈴木久雄君） 10番、鈴木でございます。

―― 略 ――

平成15年3月議会において一般質問をしました荒川河川防災ステーションは、その後どうなっておるのかお伺いいたします。

―― 略 ――

◎都市計画課長（遠山洋君）

それでは、私の方につきましては、荒川河川防災ステーションの関係でお答えを申し上げたいと思います。

町長の方からもご答弁申し上げましたけれども、河川防災ステーションというのはご案内のとおり、洪水時の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動の拠点となる施設ということで、所管が国土交通省に当たります。

この事業につきましては、用地工事等につきましては国の方で行うけれども、上部の施設については自治体で行うということで、この上部の施設というのは、通常の場合については、公民館なり、あるいは体育館等、自治体が使っていていいですよ。災害のときについては、その関係者がそこに入れるだけの一定の広さが必要だということで、一般的には小学校体育館程度のものが必要かなというふうには考えてございます。

以前にも鈴木議員さんのご質問でお答えしたとおり、川島でもこの施設の誘致ということを考えておりましたけれども、上部施設の費用の関係で、当時仮称でございますけれども、県営の事業でございました川島都市林の整備計画がございました。それに基づいて、この都市林の管理施設と一体的に整備をするということで、建設地として整備をしたいということで考えておりましたけれども、今現在、県の（仮称）川島都市林の整備計画が休止という状況になっております。

そういうことになりますと、この河川防災ステーションを誘致いたしますと、上部施設を町単独で投資するという状況になります。先ほども町長がお答えしたとおり、今現在の川島町の財政状況では非常に困難があるということでご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

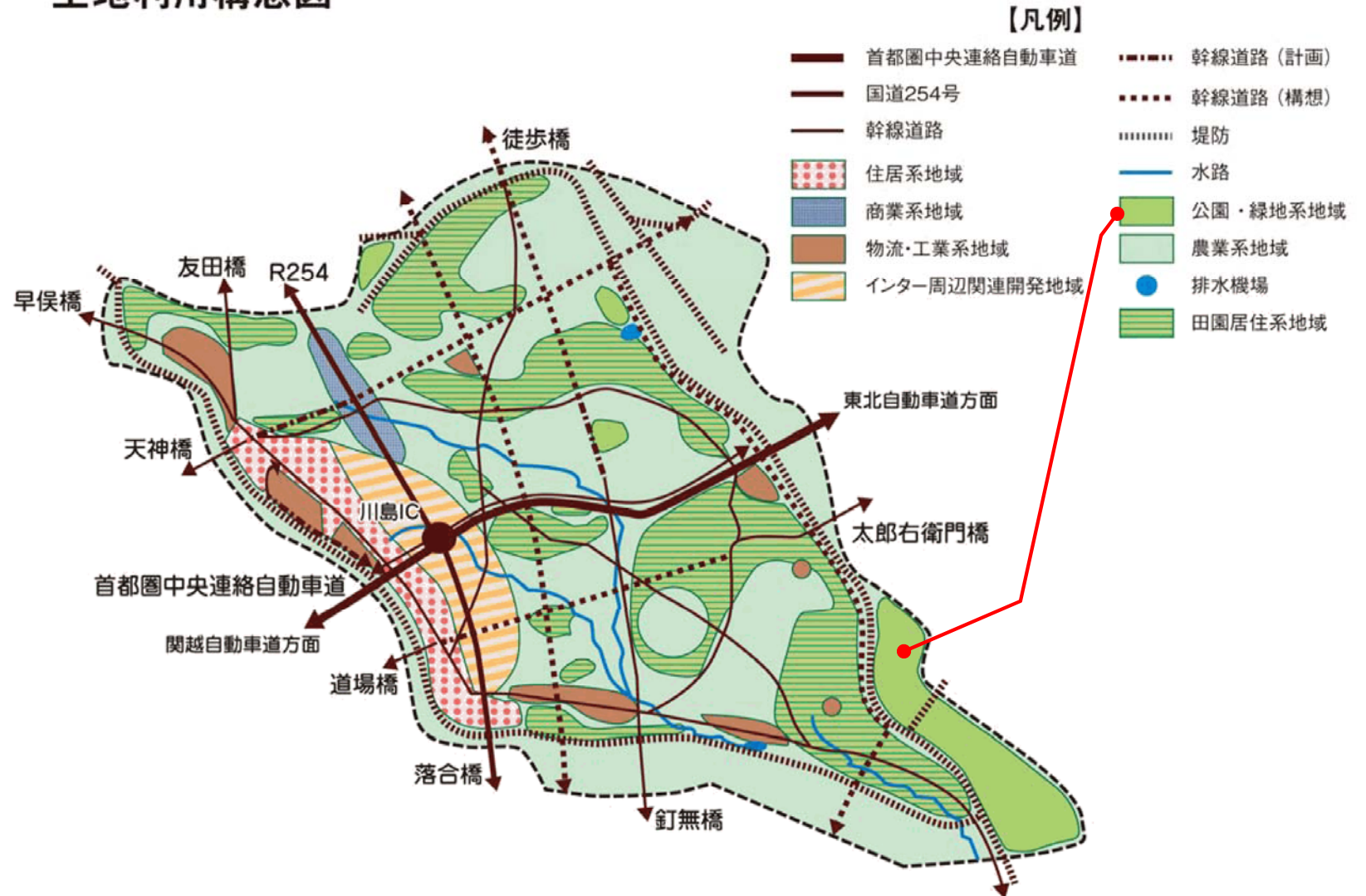
1－3. 第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）

○第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）では、荒川太郎右衛門地区は「公園・緑地系地域」となっています。

関連部分の抜粋



土地利用構想図



1-3. 第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）

○第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）では、河川敷の緑の保全が示されています。

関連部分の抜粋

第3節 公園・緑地の整備

◆現状と課題

町内にある公園は、季節に即した草木の管理を行うことにより、町民に親しまれる場として活用されています。今後も、公園が町民の活動の場や憩いの場の中心としての役割を持つよう、町民との協働による花いっぱい運動や緑地の保全活動の推進、遊具などの設備の老朽化に伴う設備更新を計画的に行う必要があります。また、子どもの遊び場として集落内の公園の整備が望まれていることから、計画的な公園整備が必要となっています。さらに、農業用貯水池や安藤川周辺の桜を活用した散策路としての緑地整備を計画的に行い、新たなまちの観光資源とすることも必要です。

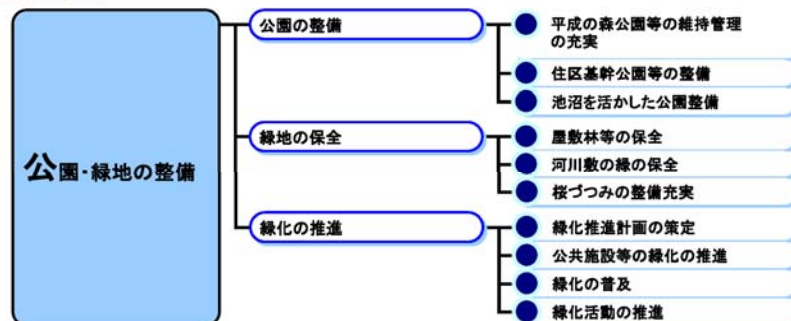
緑地の保全については、川島インター産業団地において、屋敷林をイメージした緑地帯を整備するなど、緑の保全を進めています。しかし、宅地開発により屋敷林を伐採する傾向にあり、十分な保全対策がとられていないため、既存集落内の屋敷林を保全することが必要となっています。

緑化の推進にあたっては、埼玉県緑化条例や地域住民との協力により、緑化の普及に努めています。現在は個別的要綱や計画等により緑化を推進していますが、まちの緑化を総合的、体系的に進めるため、統一した計画やルールづくりが求められます。

◆施策の基本方針

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持てかわることのできる維持管理の仕組みを構築します。

◆施策の体系



◆基本施策の展開

1 公園の整備

(1) 平成の森公園等の維持管理の充実

平成の森公園等については、計画的な維持管理の充実に努めるとともに、遊具などの安全対策を進め、利用促進を図ります。

また、バラの小径については、適正な管理を実施し、その維持に努めます。

(2) 住区基幹公園等の整備

身近な生活圏における街区公園、近隣公園などの計画的な整備を進めます。

また、公園の適正配置に努めます。

(3) 池沼を活かした公園整備

本町の特色ある公園として、梅ノ木貯水池など池沼を活かした公園の整備を進めます。

2 緑地の保全

(1) 屋敷林等の保全

屋敷林などは、本町の特徴ある農村景観を形成する要素となっているため、「ふるさとの森」、屋敷林、生け垣などの保全に努めます。

また、保存樹木の保全対策を図ります。

(2) 河川敷の緑の保全

四方を囲む河川を中心に、自然の生態系を保存する国土交通省による荒川太郎右衛門地区自然再生事業などの普及啓発及び促進を図り、豊かな緑の保全に努めます。

また、ごみの野焼きや不法投棄などの監視を強化し、河川環境の保全に努めます。

(3) 桜づつみの整備充実

幹線道路の整備事業と連携し、安藤川沿いへの桜の植樹を継続するとともに、道路事業完了後には公園の整備を図ります。

また、既存の桜づつみについては適正な維持管理に努めます。

3 緑化の推進

(1) 緑化推進計画の策定

総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画を策定し、質の高い緑豊かなまちづくりを図ります。

また、この計画を基本に、水と緑のネットワークづくりや地域による自主管理ルールの確立などを図ります。

(2) 公共施設等の緑化の推進

公共施設の整備時には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び町の開発指導要綱に基づき、緑化率の最大限の確保を図ります。

また、公共工事などに際しては、樹木保全などのルール化を進め、貴重な緑の保全を図ります。



住区基幹公園…都市計画区域内に整備される身近な公園のこと。街区公園や近隣公園、地区公園等をいう

1-4. 輪中の郷 環境総合計画 (H27)

○輪中の郷 環境総合計画 (H27) では、荒川太郎右衛門地区自然再生事業が計画の中に示されています。

関連部分の抜粋



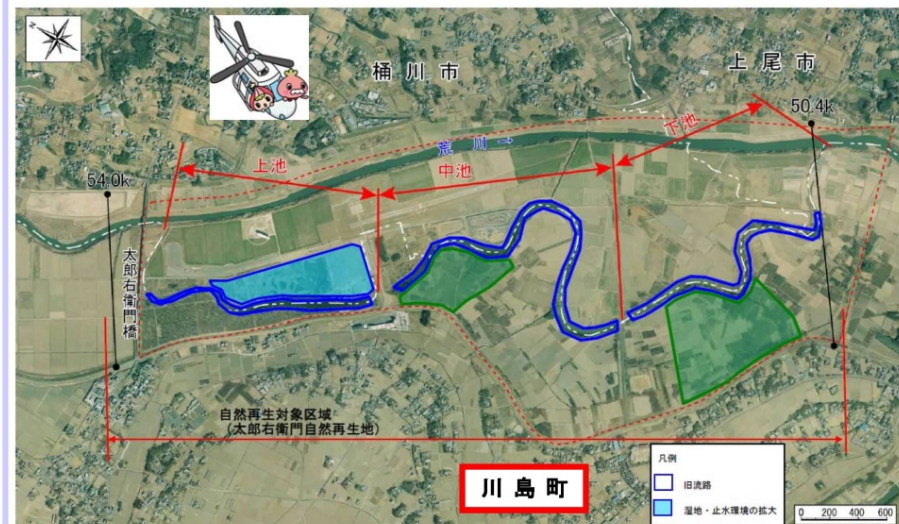
【荒川太郎右衛門地区自然再生事業の概要】

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業」が対象とする自然再生地は、荒川中流域において良好な湿地環境が残っている太郎右衛門橋の下流約4kmの区間であり、本町の河川敷も対象区域に含まれています。

事業の対象区域は、河畔林等の自然環境が残された地区です。特に、旧流路とその周辺には、ハンノキ林やエキサイゼリ等の貴重な植物が分布している他、オオタカ（鳥類）、メダカ（淡水魚類）、ミドリシジミ（昆虫類）等の貴重な動物の生息が確認されています。

このように、対象区域には豊かな自然環境が残されていますが、住宅地や農地としての利用の増加などに伴い、自然環境が減少しています。また、湿地環境の減少や樹木の高木・壮齢樹化が進んでいることも、本来の自然環境を残す上で課題となっています。

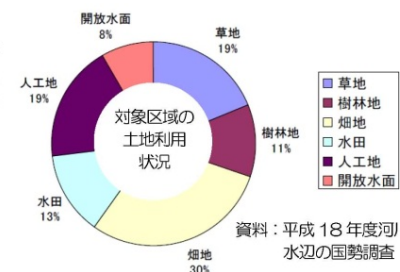
対象区域で自然再生事業を行うことは、本来の自然環境を保全し、生物多様性をさらに高めることに加え、周辺地域の住民に「自然とふれあう機会」の場を創出することで、多くの人に荒川の環境や周辺の魅力を伝えることを可能にするものです。



資料：荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画書（平成23年1月：国土交通省）

事業の対象区域の土地利用状況を見ると、畑地が30%、水田が13%、人工地が19%であり、これらの人工的に利用されているエリアが6割以上を占めています。

これに対し、自然が残されているエリアとしては、草地が19%、樹林地が11%、開放水面が8%となっています。



資料：平成18年度河川水辺の国勢調査

1-5. 桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

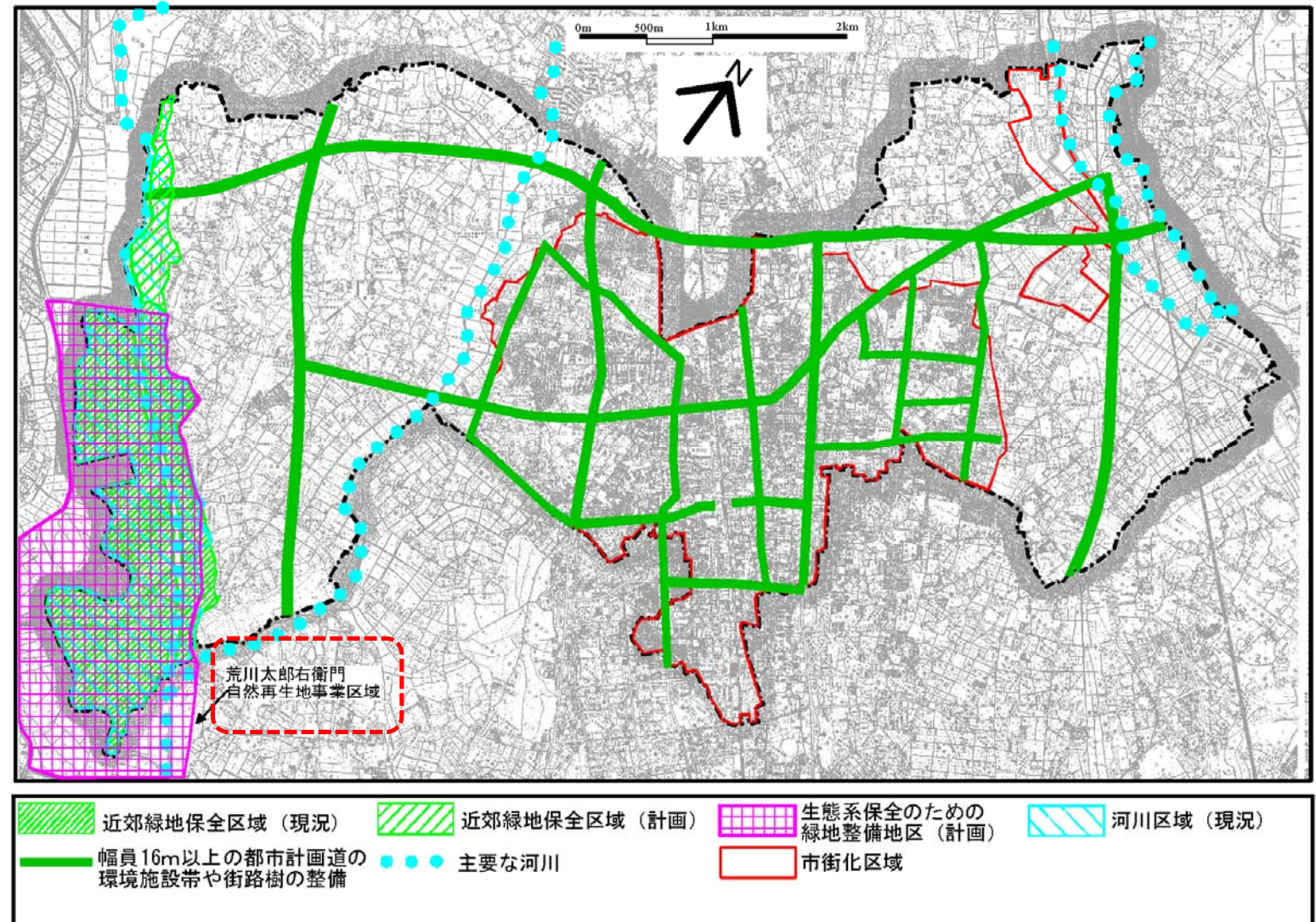
○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の「緑の格子づくり」では、荒川太郎右衛門地区は生態系保全のための緑地整備地区として位置づけられています。

関連部分の抜粋

桶川市緑のまちづくり基本計画改訂版

平成25年3月
桶川市

第9図 河川と道路による「緑の格子」づくり

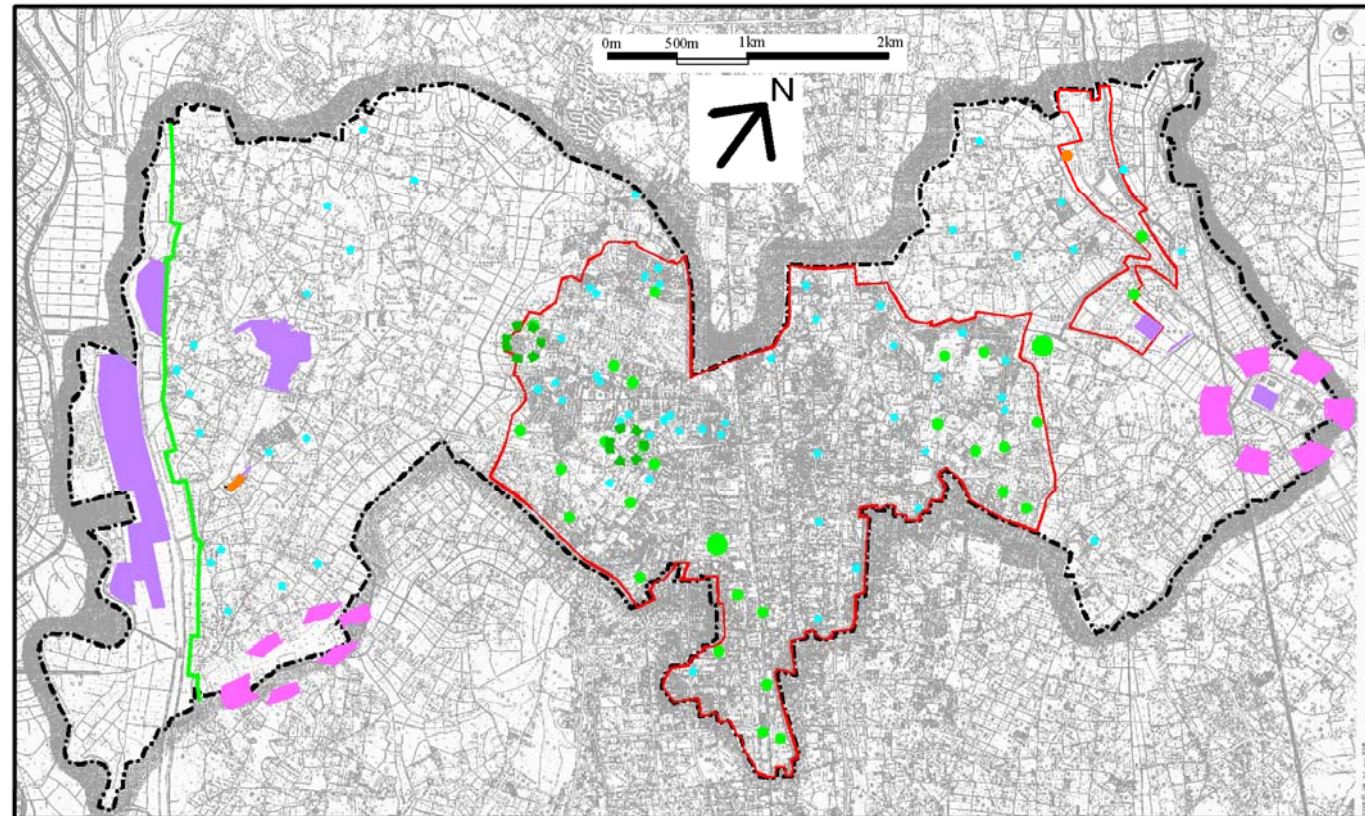


1-5. 桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の公園緑地などの創造と活用では、荒川太郎右衛門地区は旧流路の左岸側が「広域レクリエーション需要に対応する公園緑地等（既存）」として位置づけられています。

関連部分の抜粋

第11図 多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地などの創造と活用



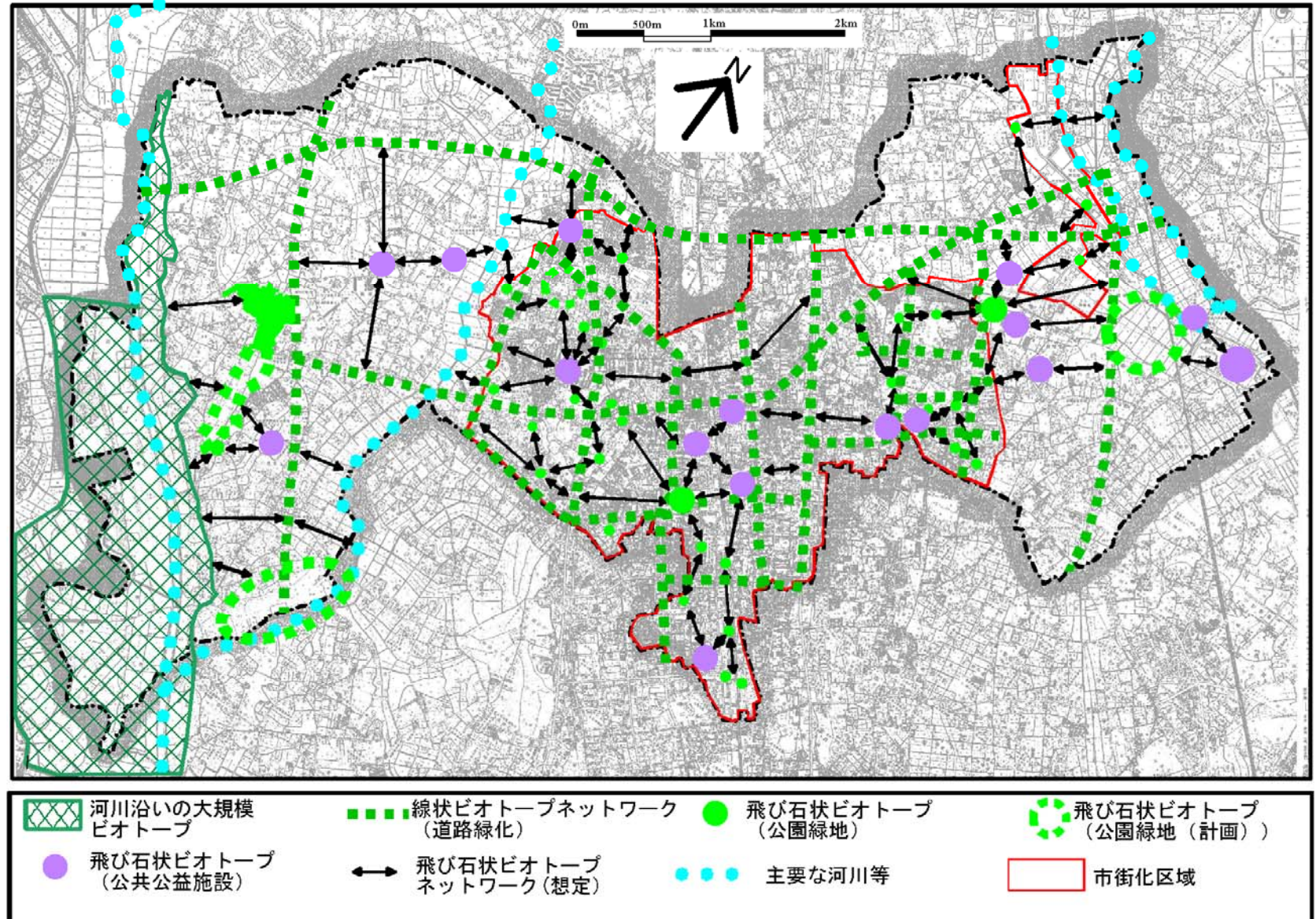
- | | | | |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 広域レクリエーション需要に対応する公園緑地等（既存） | 広域レクリエーション需要に対応する公園緑地等（計画） | 広域レクリエーション需要に対応するサイクリングロード | 身近なレクリエーション需要に対応する近隣・街区公園（既存） |
| 身近なレクリエーション需要に対応する近隣・街区公園（計画） | 身近なレクリエーション需要に対応する児童遊園地等 | 多様な機能を持つ公園緑地 | 市街化区域 |

1-5. 桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の「生き物の回廊の形成」では、荒川太郎右衛門地区は「河川敷沿いの大規模ビオトープ」として位置づけられています。」

関連部分の抜粋

第12図 「公共空間の緑」による「生き物の回廊」の形成



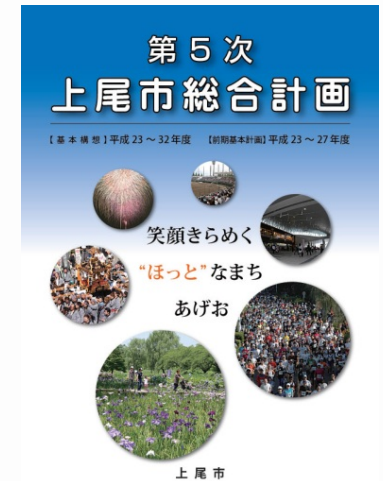
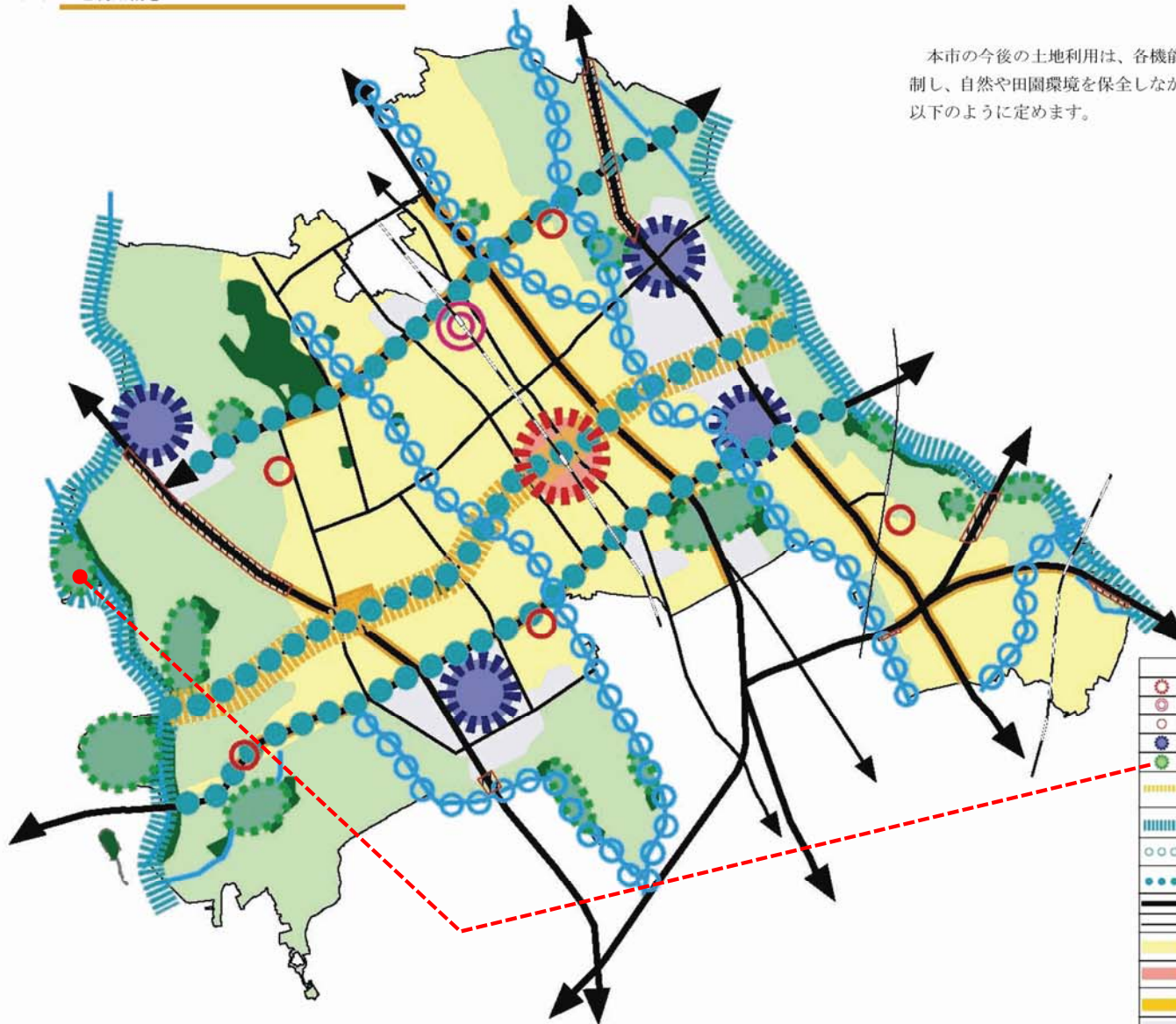
1-6. 上尾市総合計画（H23）

関連部分の抜粋

○上尾市総合計画（H23）では、荒川太郎右衛門地区は「緑の拠点」として位置づけられています。

（3）土地利用構想

本市の今後の土地利用は、各機能の効率的、集約的な配置により、市街地の拡大をできる限り抑制し、自然や田園環境を保全しながら調和のとれた都市空間の形成を目指します。土地利用構想を以下のように定めます。



凡 例	説 明
	中央拠点 商業・金融、医療や公共サービスなどの多様な機能が集積された拠点
	北部拠点 居住・商業・公共サービスなどの一帯の機能が集積された拠点
	地域拠点 地域における行政サービスや福祉サービス、生涯学習、地域活動などの拠点
	産業拠点 様々な工業が集積する拠点
	緑の拠点 地域の緑の源となる緑が集積する拠点
	都市と自然の 回遊軸 荒上尾駅を中心に、西は上尾大田公園及び荒川、東は平塚公園及び原市沼川を結び、奥道と一 線となった上尾を代表する街路景観を創出し、歩行者や自転車にとって安全で快適な空間のある 道路
	水と緑の帯 市の自然環境の根幹をなす、荒川や江戸川奥道一帯、及び緑川、原市沼川奥道一帯
	水と緑の脈 「水と緑の帯」から市内に自然の活力を伝える主要な廊下である鴨川、芝川、渡間川、及び 見沼代用水
	緑の脈 緑豊かな生活空間の充実を図る緑の脈としての、東道・上尾久喜線、上尾蓮田線、川越上尾線及び 市道・上尾平方面の沿道
	主要幹線道路 国道や県道など都市間交通を受け持ち、広域的な交通需要に対応するための道路
	幹線道路 主要幹線道路及び主要交通動脈を結ぶ都市の骨格を形成する道路
	住居ゾーン 質の高い市街地の形成を誘導し、水辺や緑を活かした潤い豊かな暮らしを促すための空間
	商業ゾーン 商業・業務や公共サービスなどの多様な機能を集積した賑わいのある複合的な都市空間
	沿道ゾーン 商業・業務・物流機能などの立地を誘導する、国道16号線、17号線及び上尾道路、県 道上尾久喜線、原市川線、第二産業道路等の沿道
	工業ゾーン 周辺環境に配慮された工業地、及び良好な産業環境と住居との共存を図る都市空間
	田園保全・活用 農地や河川、樹林地を含めた豊かな自然環境を保全するとともに、生活環境との調和を図 り市街化を抑制すべき区域
	特定流通業務施設 ゾーン 商業行為等の許可の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域内の主要幹線道路沿道におい て、特定の流通業務施設の建設を目的とした商業行為が認められる区域

1-6. 上尾市総合計画（H23）

関連部分の抜粋

河川に関する記載

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-1. 景観形成とみどりの創出

4-1-1. 景観・みどり・自然

環境政策課・まちづくり計画課・みどり公園課・教育総務部総務課・農業委員会事務局

現況と課題

- 美しい都市づくりは、都市における質の向上につながります。また、市街地や水辺・屋敷林等の自然空間の保全や創出など、上尾らしい景観形成が望まれています。そのため、市民・事業者・行政の協働のもと、景観条例の制定や景観行政団体[※]への移行を実現し、一定の規制誘導を図ることが課題です。⇒施策1)へ
- 緑の保全や創出は、ヒートアイランド現象[※]を緩和するなど、地球環境問題の解決に資するひとつの方策としても有効と考えられています。しかし、近年市街地における生産緑地の減少や農村部における農用地の土地利用転換による緑の喪失が問題となっております。このため、今後は緑の再生や保全を積極的に進める必要があります。⇒施策2)・3)・4)・5)へ
- 平成21年度末現在の市全域における緑地率は29.0%となっておりますが、緑を都市空間に必要な不可欠なものとして後世に引き継ぐためには、保全だけでなく再生も視野に入れた持続可能な緑づくりが求められています。また、平成17年度に「上尾市緑のアクションプログラム[※]」を策定しましたが、計画の実効性をより高めるため、今後、分析を加えながら進捗管理を強化する必要があります。⇒施策2)・3)・4)・5)へ
- 社会教育・環境教育の中で、緑の役割を理解し、その大切さを認識できる機会をできるだけ多く設け、意識の向上を図る必要があります。⇒施策6)へ

関連計画

上尾市緑の基本計画(平成12～32年)
上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23～42年度)



上尾丸山公園

基本方針

美しく快適な環境づくりを目指し、良好な市街地景観の保全・形成に努めるとともに、「骨格となる緑」、「地区の拠点となる緑」、「身近な緑」を整備するとともに、これらをつなぐ緑のネットワークの形成を進め、地域特性に応じた緑の保全、新たな緑の創出を図ります。公園・緑地等の整備や維持管理は、協働による体制を構築し、緑化推進に対しても積極的な意識を育てていきます。

施策内容	1) 良好な市街地景観の保全及び形成	●地区計画や建築協定による緑化を推進し、良好な景観形成に努めます。
	2) 骨格となる緑づくり	●大規模な公園に生物生息の場を整備し、自然と触れ合える拠点の創出を図ります。 ●大規模な公園や「ふるさとの緑の景観地 [※] 」等、骨格となる緑地と河川及び周辺の低地、湿地、民有地などの一団となった樹林地と連続性のあるネットワーク(緑の回遊路)形成を行います。
	3) 地区の拠点となる緑づくり	●地区の緑の拠点となる公園・広場を、スポーツなど地域のコミュニティ活動の場として、また、災害時の緊急避難場所として多目的な機能を持つよう、整備の充実を図ります。 ●地区の貴重な緑である生産緑地の保全に努めます。また遊休農地に対する規制誘導を行う一方で、市民農園などの利活用にも努めます。 ●上尾駅周辺部における新たな緑の創出を図ります。
	4) 身近な緑づくり	●「街区公園 [※] 」や「近隣公園 [※] 」などの身近な公園は、均衡配置に努めながら地域特性に応じた独自の整備、管理を進めていきます。 ●新たなふれあいの森や保存樹林・保存樹木などの指定に努め、豊かな緑の創出を図ります。
	5) 緑を守り育てる仕組みづくり	●公園・緑地などの整備から維持管理までの緑づくりに市民・事業者・行政が一体となって取り組み、持続可能な体制・仕組みを構築します。 ●みどりの基金 [※] の充実を図り、自然環境の保全、公園・広場の用地取得、ふれあいの森や保存樹林などの助成に活用します。
	6) 緑の意識啓発	●市民や事業者が緑への関心や愛着を持ち、緑化推進に対し積極的に取り組めるよう、環境教育等の学習機会の提供など、新たな仕組みを構築します。 ●児童生徒に対する環境教育の一環として、緑の重要性を体感できるように取り組みを進めます。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	ふるさとの緑の景観地保全事業	○	(仮称) 平方運動公園都市計画決定事業	
	(仮称) 戸崎東部公園整備事業	○	ふれあいの森整備事業	○
	公共施設緑化推進事業		緑のカーテン整備事業	
	(仮称) 瓦葺コミュニティ整備事業		景観計画運用事業	

用語

景観行政団体／ヒートアイランド現象／上尾市緑のアクションプログラム／ふるさとの緑の景観地／街区公園／近隣公園／みどりの基金 ⇒用語解説(P160～P173)へ

1-7. 埼玉県総合計画（H23）

関連部分の抜粋

○埼玉県総合計画（H23）では、「みどりと川を再生し自然と共存する」、「みどりの再生」、「生物多様性保全の推進」が記載されています。



関連部分の抜粋

安心・成長・自立自尊の埼玉へ

第3章・分野別施策

基本目標1 みどりと川を再生し自然と共存する

④ 生物多様性保全の推進

担当部局・環境部 保健医療部 農林部 県土整備部 都市整備部

施策内容

私たちは暮らしの様々な場面で動物や植物の恩恵を受けています。その恩恵を今後も受け続けていくためには、多様な動植物がバランスを保ちながら共生する環境を守り、生物多様性*を保全していく必要があります。しかし、都市化の進展などにより、希少な野生動植物の多くが絶滅のおそれに瀕しています。また、近年はニホンジカなど一部の野生動物の増加やアライグマなど外来生物*の野生化により、生態系*への悪影響も懸念されています。そのため、自然環境を保全するとともに、野生動植物の保護管理体制の充実や外来生物の防除などの対策を進めます。また、人と動物の共生に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養*を推進します。

主な取組

- 県民による生物多様性保全活動の推進
- 自然体験学習施設や自然公園などでの自然とふれあう機会の創出
- 希少野生動植物の保護の推進
- 大規模開発事業における生態系の保全
- 環境に配慮した公共事業の推進
- ニホンジカやイノシシなどの野生動物の適正な保護管理
- アライグマやオオクチバスなどの侵略的外来生物*の防除
- 動物の愛護と適正飼養の推進

生物多様性保全の推進に向けた取組



第3章・分野別施策

Ⅳ 環境を守り育てる分野

基本目標1 みどりと川を再生し自然と共存する

施策指標

希少野生動植物種の保護など
生物多様性保全活動に取り組む団体数

現状値 ■ 38団体

目標値 ■ 200団体

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査*、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。
生物多様性に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

生物多様性保全活動を県内全域で展開していくため、希少野生動植物種の保護などの活動に取り組む団体を平成28年度末までに平成22年度末の約5倍とすることを目標として、この目標値を設定。

収容動物の致死処分数

現状値 ■ 5,018頭・匹

目標値 ■ 1,000頭・匹未満

平成22年度 >>>>> 平成28年度

県議会による追加指標



生物多様性保全活動に取り組む団体

④ 生物多様性保全の推進

1－8. 埼玉県環境基本計画

○都市林の可能性について、埼玉県環境基本計画では、「都市林」の記載はありませんが、「8 みどりの保全と再生」の中で身近な緑の保全の推進が示されています。



8 みどりの保全と再生

現況と課題

本県には、武蔵野の面影を残す平地林や豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展に伴う人口の急増や土地利用の変化などにより、この30年間で東松山市の面積に相当する6,514 haの平地林が減少しています。

このため、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有している緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継いでいく必要があります。

10年後の姿

都市部を中心とした身近な場所における緑や里地・里山の保全・再生が県民参加により拡大し、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できる豊かな環境と埼玉の多彩な自然が織りなす生態系が形成されています。

今後の施策と主な取組

(1) 身近な緑の保全の推進

◇特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

良好な自然環境を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進します。

◇公有地化の推進

優れた自然環境や希少種を保全し、後世に引き継いでいくことが重要です。このため、優れた樹林地や貴重な湿地などを新たな緑のトラスト保全地として取得するなど、その公有地化を推進します。

◇ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するために、ふるさとの緑の景観地の拡大を図ります。また、各景観地の保全計画に基づき、当該景観地の良好な維持・管理を促進します。

◇見沼田圃の保全・活用

見沼田圃は、江戸時代以降の長い沿革を持ち、様々な文化や技術が継承された地域として首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間です。引き続き、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地などとして土地利用を図っていきます。

◇三富地域における循環型農業の維持継承

三富新田に象徴される平地林（雑木林）を活用した農業について、長い歴史が育んできた「循環型農業」という形を将来にわたって継続・発展させるため、地域農業の振興を図ります。

◇都市農業の維持・発展

都市地域において、農業者と地域住民との交流活動を通じた農業理解や直売農業の取組などを支援することにより、都市地域の農業が有する緑地空間の保全、コミュニティの場、防災空間としての利用など多面的な機能の維持・発展を図っていきます。

1－8. 埼玉県環境基本計画

○緑の保全面積や身近な緑の創出面積の施策指標も示されています。

(2) 身近な緑の再生(創出)の推進

◇壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

都市部など身近な場所における新たな緑を創出するため、民間企業などと連携して壁面緑化、屋上緑化などの施設緑化を推進します。

◇校庭等の芝生化

小さい頃から緑に触れ合う環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図るため、保育所、幼稚園、小中学校、高校などの園庭や校庭の芝生化を推進します。

また、芝生の維持管理を適切に行っていくため、地域コミュニティとの連携や子どもたちが参加する体制づくりを促進します。

◇緑化計画届出制度の充実

身近な緑を創出する視野を広げ、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑の街並みを創出するため、対象敷地面積を引き下げた、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の更なる徹底を図ります。

◇県有施設などの身近な場所の緑化

身近な場所における緑の創出を推進するためには、緑化が可能なあらゆるスペースを徹底的に活用する必要があります。このため、県有施設など公共施設の緑化を推進します。

◇県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑を創出するために県営公園の整備を推進します。

(3) 緑の保全・再生のための財源対策

◇彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営

緑の保全と創出を県民参加により積極的に進め、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を保全するためには、安定した財源の確保が必要です。このため、彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の適切な活用に努めます。また、両基金を安定した財源とするため、寄附の増加を図ります。

(4) 緑の保全・再生のための県民運動の推進

◇県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

緑の保全・再生を県民運動として展開、拡大していくためには、県民、市民団体、地権者、企業、行政などあらゆる主体が一体となって取組を進めることが重要です。

このため、一人一木植樹運動の拡大や市民管理協定制度などの連携システムによる緑地保全の充実を図ります。

◇彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

緑の保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人などが彩の国みどりのサポーターズクラブの一員として、それぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指して活動の充実を図っていきます。

◇さいたま緑のトラスト運動の拡大

さいたま緑のトラスト運動は、県民から寄附を募り、それを資金に埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として取得し、保全する運動です。

この運動を推進する体制づくりとして、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の活動や会員の拡大を支援します。

施策指標

緑の保全面積

488 h a
(平成22年度末)



542 h a
(平成28年度末)

身近な緑の創出面積

576 h a
(平成22年度末)



1,060 h a
(平成28年度末)

彩の国みどりのサポーターズクラブ 入会団体数

77団体
(平成22年度末)



200団体
(平成28年度末)



さいたま緑のトラスト保全第10号地「浮野の里」(加須市)

1－9. 埼玉県広域緑地計画

○埼玉県広域緑地計画でも、身近な緑に関する施策が示されています。

埼玉県広域緑地計画

～ふるさと埼玉の緑を守り育てるために～

平成24年7月

彩の国 埼玉県

第1章 身近な緑に関する施策の基本方針

1 身近な緑に関する基本的な考え方

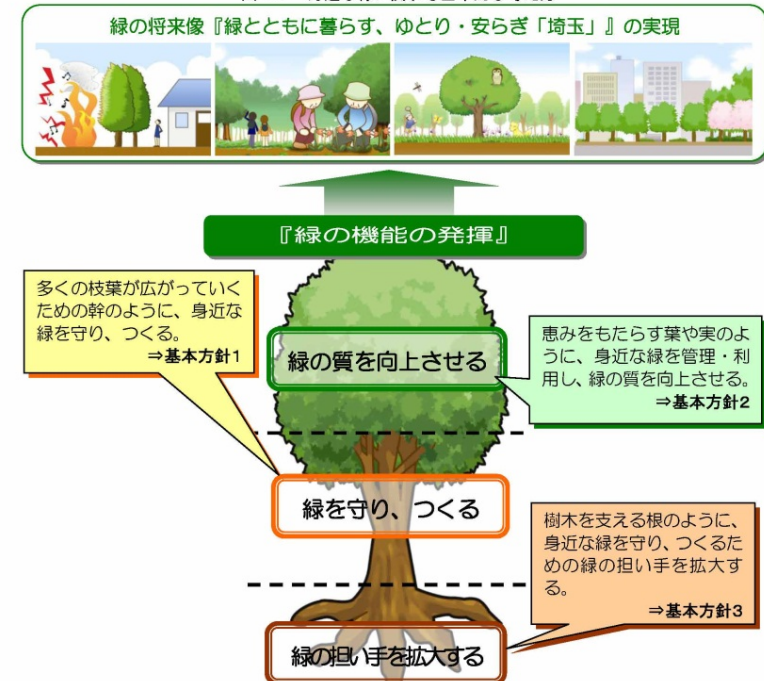
緑の将来像『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てていきます。

都市には約99%の県民が居住していますが、都市の樹林地面積は県土の樹林地の約24%であり、防災や都市環境負荷の緩和などの緑の機能を、今後一層、県民が充分に享受していくようにする必要があります。

このため、県民にとって「身近な緑」である「都市の樹林地」を中心に守り育てていくことが、緑の将来像を実現する上での効果的な施策展開といえます。

そのため、第2部では、この「身近な緑」に焦点をあて、『身近な緑』を『一本の樹木』に見立てて、次のような考え方で保全・創出していくこととします。

図15 身近な緑に関する基本的な考え方



1－9. 埼玉県広域緑地計画

○埼玉県広域緑地計画でも、緑の保全面積と、創出面積の施策指標が示されています。

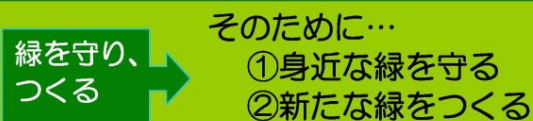
2 身近な緑に関する施策の基本方針

《基本方針1》

緑を守り、つくる（みどりの再生）

緑がもつ各種の機能を最大限に発揮し、県民が緑の恩恵を充分に享受するためには、まず緑が成立するための基盤となる空間を確保することが重要です。

このため、身近な緑を守り、つくる施策を積極的に展開していきます。



これまでの身近な緑を取り戻すために、現在残されている緑を守り、その持続性を担保していくとともに、新たな緑をつくり出していきます。

緑の持続性を担保するために、ふるさとの緑の景観地や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を推進していきます。

また、新たな緑をつくるために、「彩の国みどりの基金」を活用して、公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上などの施設緑化を進めるとともに、緑化計画届出制度の拡充を図るなどの施策を推進していきます。

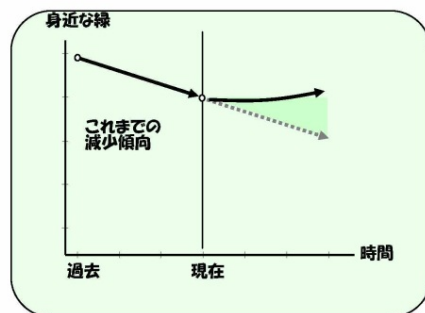
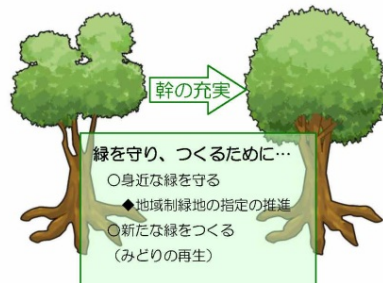


図16 「緑を守り、つくる」概念図



基本方針1に関する施策指標

緑の保全面積

〔現状値〕 451ha (平成17年度末) → 〔目標値〕 542ha (平成28年度末)

1. 指標のねらい

身近な緑を保全するための指標です。

平成22年度末達成値 488ha

2. 指標の定義

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計面積をいいます。

3. 指標を立てた理由

保全のために許可制がとられている地区や緑のトラスト保全地などで公有地化がされた地区、県条例によるふるさとの緑の景観地などは、県として保全すべき緑地であることから、この指標としました。

基本方針1に関する施策指標

緑の創出面積

〔現状値〕 42ha (平成17年度末) → 〔目標値〕 1,060ha (平成28年度末)

1. 指標のねらい

都市部など身近な場所へ新たな緑を創出するための指標です。

平成22年度末達成値 576ha

2. 指標の定義

「彩の国みどりの基金」を活用した公共施設や民間施設の敷地・屋上・壁面などの緑化面積及び「緑化計画届出制度」による緑化面積の合計面積をいいます。

3. 指標を立てた理由

都市部など身近な場所に新たな緑を創出していくためには、「彩の国みどりの基金」の活用及び「緑化計画届出制度」により、建物の敷地や屋上・壁面・駐車場などを緑化することが必要であることから、この指標としました。

1－10. 埼玉県の指定管理者制度

○住民サービスの向上と経費の削減のために「公の施設」の管理を民間事業者などの団体ができる指定管理者の制度ができています。

○申請者申し込みの中で、申請者の備えるべき資格が定められており、応募後に審査があります。

【指定管理者制度】

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

従来、県の「公の施設」の管理は、県が直接行うほかは、県の出資法人や公共的団体のみが行うことができました。しかし、この制度の創設により、民間事業者などの団体でも公の施設の管理を行うことができるようになりました。

この制度は、公の施設の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。

※「公の施設」とは、住民の皆様にご利用いただき、公共の福祉を増進するために、県など地方公共団体が設置している施設のことをいいます。

※県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の額や支払方法等は、協議の上、協定で定めます。指定管理者が管理を行うために必要な経費は、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うこととなります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

(1) 申請者の備えるべき資格

ア 指定期間中、安定的に都市公園を管理運営する能力を有し、かつ都市公園の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。個人での申請は受け付けません。

イ 法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

―― 略 ――

ウ 荒川大麻生公園、狭山稻荷山公園、和光樹林公園、新座緑道、まつぶし緑の丘公園、権現堂公園の指定管理者として申請しようとする法人等は、本店が埼玉県内に登記されている法人等とします。また、戸田公園、吉見総合運動公園の指定管理者として申請しようとする法人等は、埼玉県内に何らかの事業所を置く法人等とします。

エ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」を併せて提出してください。当該グループの構成員は、当該グループが申請を行った公園に関して、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

なお、複数の法人等がグループで指定管理者に指定された後、例えば、そのうちの1団体が指定管理者の業務を継続できなくなった場合、そのグループ全体が指定管理者の指定を取り消される場合がありますので、御注意ください。

オ 管理業務に当たっては、パソコンによる資料等の作成、ホームページの作成・管理、電子メールの送受信などパソコンやインターネットを利用するための知識が必要です。

1－10. 埼玉県の指定管理者制度

○申請書類の中には、類似公園管理の実績、公園の経営実績、事業計画書、利用料金等の様式があり、指定管理者選定の条件になっています。

募集要項等

募集要項等は以下から御覧ください。

1. [埼玉県営公園指定管理者募集要項（ワード：141KB）](#)

2. 応募様式

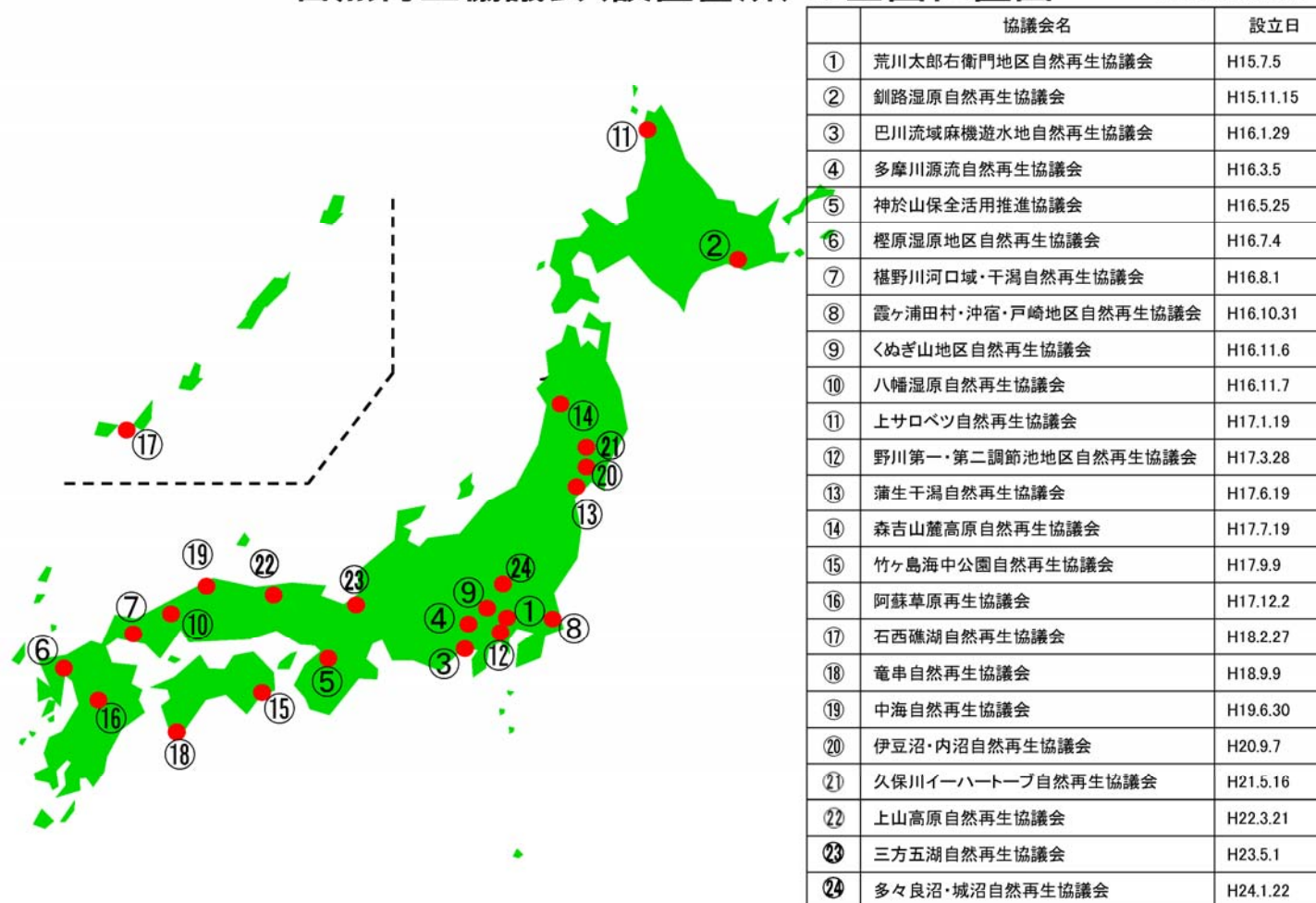
様式1	指定管理者指定申請書（ワード：49KB）
様式2	グループによる申請について（ワード：39KB）
様式3	申請書一覧（ワード：46KB）
様式4-1	応募資格がある旨の誓約書（ワード：25KB）
様式4-2	応募資格がある旨の誓約書（役員）（ワード：24KB）
様式5-1	法人等概要書（ワード：53KB）
様式5-2	法人等役員名簿（ワード：63KB）
様式6	公園類似の集客施設を運営する実績等（ワード：124KB）
様式7-1～7-11	事業計画書（ワード：188KB）
様式7-12	様式7-12(収支総括表)（エクセル：43KB）
様式7-13	利用料金（ワード：295KB）
様式7-14～16	自己評価、物品調達、その他（ワード：52KB）
様式9	指定管理者指定申請辞退届（ワード：24KB）

1-1-1. 他事例の公園化と維持管理の整理

- 自然再生推進法に基づく協議会は、全国に24設置されています。
- 各協議会の全体構想、実施計画やHPを調べた結果、協議会が働きかけて公園化した事例はみつかりませんでした。
- 整備が終わり、維持管理段階に移行しているものを調べましたが、もともと保全のみであったり、整備と維持管理を同時に実施している事例が多く、明確に維持管理段階に移行という事例はみあたりませんでした。
- 維持管理の内容は、外来種や移入種の除去やモニタリングが主な内容となっています。

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H25.11月末現在



※環境省HPより

1-11. 他事例の公園化と維持管理の整理

○自然再生協議会の公園化、維持管理の状況を整理しました。
○もともと国立公園であったり、市が公園化している場所が対象となっています。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	面積	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内 の公園	整備	維持管理	その他事業内容
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会H15.7.5	埼玉県 荒川	400ha	—	—	—	旧流路の掘削、湿地掘削、河畔林移植	外来種駆除等	旧流路の保全・再生、湿地環境の拡大、河畔林の保全・再生
2	釧路湿原自然再生協議会H15.11.15	北海道 釧路湿原	25万ha	釧路湿原国立公園 ラムサール条約	釧路湿原国立公園 ラムサール条約	国立公園	蛇行した河川の復元、沈砂池、水辺林、緩衝帯、土砂調節池等	—	湿原の保全、保護区の設定・適切な管理、モニタリング調査、ナショナルトラスト運動（森林の買い上げ）、情報の把握と共有、メカニズム把握
3	巴川流域麻機（あさはた）遊水地自然再生協議会H16.1.29	静岡県 静岡市	109ha	河川管理区域 (遊水池)	河川管理区域 (遊水池)	一部都市公園 (予定)	浅畑緑地、自然とふれあう体験型の都市緑地	外来種除去 大規模な補修や、危険箇所の改善、草刈については、必要に応じ静岡市が対応	遊水池事業による掘削・湿地再生
4	多摩川源流自然再生協議会H16.3.5	山梨県 小菅村等	5265ha (小菅村)	多摩川源流（東京都の水道水源林と民地（人工林）） 秩父多摩甲斐国立公園	多摩川源流（東京都の水道水源林と民地（人工林）） 秩父多摩甲斐国立公園	国立公園	土砂流出、山腹崩壊危険区域の予防保全対策、群状間伐による針広混交林試験、	—	人材育成、水源の森整備基金の創設、関東全域の森づくり団体とポータルサイト等によって情報交流を深め、源流域における森林再生事業ネットワークづくりに取り組む。土地所有者との合意形成、「源流の木」産地直送事業
5	神於山（こうのやま）保全活用推進協議会H16.5.25	大阪府 岸和田市	180ha	民有地（一部岸和田市が借り受けた都市公園）	民有地（一部岸和田市が借り受けた都市公園）	一部都市公園	—	植栽、竹藪の伐採	緊急雇用対策によるタケの除去作業 企業林としてシャープ株式会社住友ゴム工業株式会社など、神於山の自然再生に関わる主要なメンバーの参入
6	檜原（かしばる）湿原地区自然再生協議会H16.7.4	佐賀県 唐津市	8ha	佐賀県自然環境保全区域指定（保全のみで利用は含まない区域）	佐賀県自然環境保全区域指定（保全のみで利用は含まない区域）	—	広葉樹林化、林道・駐車場部分の湿地の再生	オオミズゴケの除去、木本類の除去、モニタリング、火入れ	—

出典：各協議会のHPの内容を確認し、事務局で整理して作成

1-11. 他事例の公園化と維持管理の整理

○自然再生事業としての公園化の事例はありませんが、くぬぎ山地区自然再生協議会では、特別緑地保全地区指定などに協議会もしくは、協議会委員が働きかけている可能性が考えられます。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	面積	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内 の公園	整備	維持管理	その他事業内容
7	榎野川（ふしのがわ） 河口域・干潟自然再生 協議会H16.8.1	山口県 山口市	344ha (および山口湾)	埋め立てによって減少した干潟	埋め立てによって減少した干潟	—	干潟や浅場の造成、アマモ場の造成、後浜整備、潮干狩り、レクリエーション施設、自然体験学習施設整備	干潟の耕耘などの手法による維持管理、アマモの移植、播種、モニタリング等	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会H16.10.31	茨城県 霞ヶ浦（西浦中岸）	湖岸3.5km	霞ヶ浦の湖岸（河川管理区域）	霞ヶ浦の湖岸（河川管理区域）	—	ワンドの整備、鋼矢板切断	外来種除去、除草、モニタリング等	—
9	くぬぎ山地区自然再生協議会H16.11.6	埼玉県 川越市、所沢市、狭山市、三芳町	152ha	一部公有地（所沢市）、多くは民有地（特別緑地保全地区指定あり）、県のふるさと緑の景観地指定	一部公有地（所沢市）、多くは民有地（特別緑地保全地区指定あり）、県のふるさと緑の景観地指定	県指定地区 保全地区	樹木の根株の移植、表土の移植、植樹	モニタリング等	—
10	八幡湿原自然再生協議会H16.11.7	広島県 北広島町	17.56ha	西中国山地国定公園	西中国山地国定公園	国定公園	コンクリート三面張り水路の上流部に取水堰や導水路を作って湿原に広く水を廻す	除草、侵入本木の除去、モニタリング等	水路、堰等の補修は広島県
11	上サロベツ自然再生協議会H17.1.19	北海道 豊富町	6700ha	上サロベツ湿原（国立公園）	上サロベツ湿原（国立公園）	国立公園	ササ侵入防止対策、乾燥化防止のやめの水路の堰上げ等	モニタリング等	—
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会H17.3.28	東京都 野川	3.2ha +野川（小金井新橋～二枚橋）	野川とその調節池（河川管理区域）	野川とその調節池（河川管理区域）	—	導水、ため池整備、淵の整備、水涸れ対策、湿地・田んぼの整備	植生管理、形状管理、水管理、施設管理、外来種対策、モニタリング等	—

1-1-1. 他事例の公園化と維持管理の整理

○森吉山、竹ヶ島、阿蘇草原、石西礁湖、竜串等の自然公園や国立公園の自然再生のために活動している事例が多く見られます。

※赤文字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	面積	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内 の公園	整備	維持管理	その他事業内容
13	蒲生干潟自然再生協議会H17.6.19	宮城県 仙台市	58ha	国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区と県が管理する緩衝緑地等	国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区と県が管理する緩衝緑地等	—	越波防止堤延長、導流堤の改修、人工干潟、観察施設	施設の補修、潟湖内のゴミ撤去、巡視・監視、モニタリング等	
14	森吉山麓高原自然再生協議会H17.7.19	秋田県 森吉山麓高原	487.7ha	県立自然公園、国指定鳥獣保護区	県立自然公園、国指定鳥獣保護区	自然公園	植栽、森林の造成	モニタリング等	—
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会H17.9.9	徳島県 海陽町	約10ha(竹ヶ島海中公園)を囲む周辺海域と、海部川、穴喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域。	阿波竹ヶ島海中公園地区、室戸阿南海岸国定公園	阿波竹ヶ島海中公園地区、室戸阿南海岸国定公園	国定公園	防波堤の改良	モニタリング等	研究、評価手法の開発、負荷軽減等
16	阿蘇草原再生協議会H17.12.2	熊本県 阿蘇	阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所	世界遺産、阿蘇くじゅう国立公園	世界遺産、阿蘇くじゅう国立公園	国立公園	作業道整備、樹林地除去、防火帯設置	維持管理(千年の草原の保全等)、野焼き(支援事業)、モニタリング等	地域振興
17	石西礁湖自然再生協議会H18.2.27	沖縄県	重要な区域(石西礁湖)と関連する区域(石垣島・西表島周辺海域)	西表石垣国立公園	西表石垣国立公園	国立公園	—	モニタリング等	赤土防止、サンゴ群集修復、オニヒトデ駆除、普及啓発、情報整備
18	竜串自然再生協議会H18.9.9	高知県 土佐清水市 竜串湾	320ha(竜串湾全域)と関連する区域(三崎川～宗呂川流域)	足摺国定公園	足摺国定公園	国立公園	—	モニタリング等	サンゴ群集の保全、サンゴ再生手法の調査研究、オニヒトデ駆除、海底の泥土除去、負荷軽減等
19	中海自然再生協議会H19.6.30	鳥取県、島根県 中海	68180ha	ラムサール条約登録湿地「中海」	ラムサール条約登録湿地「中海」	一部、米子市水鳥公園	—	モニタリング等	アマモ場の保全・再生、低質の改善、海藻類の回収と利用

1-1-1. 他事例の公園化と維持管理の整理

○多々良沼・城沼では県立公園の管理運営方針を自然再生の全体構想の方針に則ったものとする。とされており、県立公園の運営方針に積極的に関わっている事例がみられます。

※赤字は公園と説明対象の主な事例

No.	協議会名と設立日	場所	面積	公園 (事業前)	公園 (事業後)	事業地区内 の公園	整備	維持管理	その他事業内容
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会H20.9.7	宮城県 登米市・栗 原市	5265ha	ラムサール条約 湿地である伊豆 沼・内沼、国指 定伊豆沼鳥獣保 護区 及び同特別保護 区、伊豆沼・内 沼県自然環境保 全地域（宮城 県）	ラムサール条約 湿地である伊豆 沼・内沼、国指 定伊豆沼鳥獣保 護区 及び同特別保護 区、伊豆沼・内 沼県自然環境保 全地域（宮城 県）	—	—	モニタリング 等	沈水植物の育成・増殖、マコモ 植栽、ハス、ヨシ刈り取り、試 験導水、水位調整など
21	久保川イーハートープ 自然再生協議会 H21.5.16	岩手県一関 市 久保川	一関市久保川流 域の羽根橋から 上流の立石地域	—	—	—	—	モニタリング 等	外来種除去、間伐、生物調査、 調査研究
22	上山高原自然再生協議 会H22.3.21	兵庫県 新温泉町	3550ha	氷ノ山後山那岐 山国定公園	氷ノ山後山那岐 山国定公園	国立公園	—	モニタリング 等	ススキ草原の再生（火入れ、牛 の導入等の多様な手法の実証実 験）、ブナの森復元（伐採、植 樹、育林等）
23	三方五湖自然再生協議 会H23.5.1	福井県 若狭町・美 浜町	1093ha	若狭湾国定公園、 国の名勝、県の 鳥獣保護区（日 向湖を除く）、 ラムサール条約	若狭湾国定公園、 国の名勝、県の 鳥獣保護区（日 向湖を除く）、 ラムサール条約	国定公園	浅場・砂浜の造成、 魚道整備等	モニタリング 等	浅場・砂浜の造成、魚道整備、 ヒシの制御、外来種対策、生き 物を育む田んぼの拡大、ヨシや 水草の刈り取り調査研究等
24	多々良沼・城沼自然再 生協議会H24.1.22	群馬県 館林市と邑 楽町	190ha	県立多々良沼公 園	県立多々良沼公 園 県立公園の管理 運営方針を、自 然再生の全体構 想の方針に則っ たものとする。	県立公園	散策路整備、 ビューポイントの 整備	モニタリング 等	負荷削減対策、生態系の調査、 外来種駆除、在来種・固有種の 保全・再生

出典：各協議会のHPの内容を確認し、事務局で整理して作成

2. 維持管理の組織体制について（資金確保）

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

○石西礁湖自然再生の追加調査結果として、主に資金の確保と、用途についてご報告します。

○石西礁湖自然再生事業では、協議会の中に、「資金メカニズムグループ」を設け、「基金（法人）」を設立し、運用に関する各種調整等を行っています。また、寄付の内容を明確にするために寄付金等細則を設けています。

協議会に資金メカニズムグループが設置されています。

資金メカニズムグループ

資金メカニズムグループでは、全体構想に記されている展開すべき取組の一つである「活動の継続」について、協議会委員が展開すべき取組を実施するうえで必要となるであろう基金の設立に向け、平成20年度は「石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則」を作成し、協議会にて承認されました。

今後は、この細則に基づき、基金事務局の設置や運営委員会の開催等を進めるとともに、サンゴサポーター（支援者）の選出・依頼や、基金の募集方法の検討、基金の運用に係る各種調整等を行います。

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この細則は、石西礁湖自然再生協議会規約第16条（寄付金等）に基づく基金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

規約で「寄付金等」を管理する「基金」が記載されています。太郎右衛門でも規約の改正について検討することが考えられます。

（定義）

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等（寄付、利用料の徴収、負担金等）をいう。

（基金の設置）

第3条 石西礁湖自然再生協議会（以下、協議会という）は、寄付者から收受した寄付金等を適正に管理運用するために、「石西礁湖サンゴ礁基金」（以下「基金」という。）を設置する。

この細則で、基金の設置が記載され、実際に法人として基金が設立されています。

太郎右衛門でも、寄付金の管理を行う法人の設置が必要と考えられますが、法人化に時間がかかるようであれば、協議会参加NPOに受け皿になって頂く方法も考えられます。

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

○石西礁湖では寄付金等の使途、適正な管理のための組織が設置されています。

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則（抜粋）

（基金の使途）

寄付金等に利用用途が定められています。
太郎右衛門でも寄付金を受け取る場合、利用用途について検討が必要です。

第4条 協議会は、基金を石西礁湖自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。

- （1）攪乱要因の除去
- （2）良好な環境創成
- （3）持続可能な利用
- （4）意識の向上・広報啓発
- （5）調査研究・モニタリング
- （6）活動の継続
- （7）本基金の運営・広報
- （8）その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること

基金の適正な管理のために運営委員会が設置されています。

（運営委員会）

第5条 協議会は、基金の適正な運営を行うため、「石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は協議会と協議しながら基金の運営を行う。

- 2 運営委員は、協議会の議決に基づき、協議会委員の中から協議会会長が任命する。
- 3 運営委員の任期は、就任日から翌事業年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会は、代表 1 名、委員若干名で構成され、代表は、運営委員の互選によって選出する。
- 5 運営委員会は、基金事務局の選定、及び寄付金等の使途を審議し決定する。
- 6 運営委員会は、決定された寄付金等の使途を協議会に報告し承認を得るものとする。なお、緊急を要す場合は事後承認を得るものとする。
- 7 運営委員会の議決は、原則として全会一致とするが、議論を経ても結論が得られない場合は委員による多数決とする。
- 8 運営委員会は、必要に応じて代表がこれを召集する。

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

○石西礁湖の基金の事務管理を行う基金事務局の役割が設定されています。

○太郎右衛門でも、寄付の受け取りに関する規則や、お金や物資の管理を行う事務局が必要と考えられます。

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則（抜粋）

（基金事務局）

基金の管理のための基金事務局が必要になります。

第6条 協議会は、基金の事務を円滑に行うために基金事務局を設置し、次の実務を担当する。

- （1）協議会名義の口座の通帳等の管理
- （2）本基金の出納管理等の会計事務
- （3）寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- （4）資料・領収書等の送付
- （5）第12条に規定する業務
- （6）運営委員会の開催等に係る事務
- （7）その他、本基金の運営に関する業務

2 協議会は、基金事務局の業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができる。

（寄付者）

第7条 基金へ寄付を求める寄付者等については、国、地方自治体、団体、企業、個人等とする。

（寄付金等の用途指定）

第9条 寄付者は、自らの寄付金等の用途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

出典：石西礁湖自然再生協議会、基金等のHPから抜粋

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の資金管理の課題について

【現在】

- ・ イベントのために40万円程度の助成を受けている。
- ・ イベントのときに保険代等として料金を徴収している。
- ・ イベントで徴収した料金の過不足は、協議会委員や協議会事務局で個別に対応して管理している。



【課題】

- ・ イベントで寄付金を受け取ることも考えられるため、寄付金等に関して、なんらかの規則が必要
- ・ 実質のお金の管理を事務局が実施しているが、今後の協議会の自立した運営のためにも、お金を管理する組織が必要。
- ・ 石西礁湖で作成した細則の作成と、基金の設立、もしくは、お金の管理をしていただける方の募集が必要。

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

○平成25年度の決算報告書に詳しい記載があったので、その内容で報告します。

○石西礁湖の平成25年度の基金の収入は319万円となっています。

○最も多いのが受け取り寄付金で199万円（実質は63万円）、ついで補助金の97万円（沖縄県）、会費の25万円となっています。

○GiveOneサイトでは赤土対策で14万円、オニヒトデ対策で12万円の合計26万円です。

平成25年度 活動計算書
(法人成立の日から 平成26年3月31日まで)
特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	179,500		
(3,500円×37人、10,000円×5団体)			
賛助会員受取会費	42,000	221,500	
(2,000円×16人、5,000円×2団体)			
2. 受取寄附金			
受取寄附金 1)	1,994,529	1,994,529	
3. 受取助成金等			
受取補助金 2)	972,280	972,280	
4. 事業収益			
攪乱要因除去事業	0		
良好な環境創成事業	0		
持続可能な利用に関する事業	0		
調査研究・モニタリング等事業	0		
広報啓発事業	0		
その他目的を達成するために必要な事業	0		
物品等販売事業	0		
イベント等の開催事業	0		
印刷物等への広告掲載事業	0		
商標等の提供事業	0	0	
5. その他収益			
受取利息	61		
雑収益	0	61	
経常収益計			3,188,370

【受取寄附金】

1) 旧石西礁湖サンゴ礁基金から引き継いだ財産のうち、普通預金残高及び現金を法人の設立時財産とし、振替口座残高1,365,598円は設立時法人へ寄附としました（24年度に高額寄付があり例外的に残高が大きい、振替口座への入金には郵送で通知されるため当日は把握できない、という理由のため）。

このため、**実質的な25年度寄附金額は、628,931円**となります。

このうち、**Give Oneサイトを通じてのオンライン寄附は、赤土対策に142,200円、オニヒトデ対策に116,450円**の使途指定寄付で、オニヒトデ対策に使途を指定された寄附は、25年度に支出しなかったため26年度事業に使います。

2) 沖縄県の平成25年度赤土等流出防止活動支援事業補助金です。

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

- 石西礁湖の平成25年度の基金の支出は181万円となっています。うち事業は158万円、管理費は24万円です。
- 事業の消耗品が145万円と最も多くなっています。残りは、謝金、地代家賃、通信運搬費などとなっています。
- 収入から支出を引いた残りの137万円は次年度繰越となっています。
- 人件費が0であることから、ボランティアもしくは、別組織の方が事務を行っているものと推察されます。

Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	5,000		
諸謝金	122,000		
印刷製本費	0		
旅費交通費	0		
車両費	2,000		
消耗品費	1,448,078		
諸会費	0		
支払助成金	0		
その他経費計	1,577,078		
事業費計		1,577,078	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	5,700		
旅費交通費	9,600		
通信運搬費	59,475		
消耗品費	46,999		
地代家賃	110,000		
支払手数料	4,700		
雑費	2,200		
その他経費計	238,674		
管理費計		238,674	
3. 予備費		0	
経常費用計			1,815,752
当期正味財産増減額			1,372,618
設立時正味財産額			279,768
次期繰越正味財産額			1,652,386

※ 当該年度はその他の事業を実施していません。

2-1. 石西礁湖自然再生の資金確保等

○平成26年度の事業報告に詳しい事業の内容が記載されていたので紹介します。

○大きいのは株出し推進で126万円、環境教育53万円、イベント等42万円となっています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の 金額 (千円)
攪乱要因除去 事業	オニヒトデ駆除	平成26年 4月、10 月	石西礁湖 周辺海域 (西表島 北部)	16人	漁業者、ダイビング 事業者 400 住民、観光客等 多数	244
	サトウキビの株出し推進 による赤土流出防止	平成27年 1月、2月	石垣島、波 照間島内 サトウキ ビ畑	2人	サトウキビ農家 32人 住民、観光客等 多数	1258
	マルチング等による農地 からの赤土流出防止	平成26年 10月～ 平成27年 2月	石垣島内 農地	7人	サトウキビ農家、紅 芋農家 23人 住民、観光客等 多数	224

攪乱要因除去 事業	赤土流出危険度の高い農 地の土地利用転換（実施 しなかった）	(次年度 以降)	—	—	—	0
	畜舎排水対策 (実施しなかった)	(次年度 以降)	—	—	—	0
良好な環境創 成事業	サンゴ幼生の着床促進 (実施しなかった)	(次年度 以降)	—	—	—	0
持続可能な利 用に関する事 業	係留ブイ設置 (実施しなかった)	(次年度 以降)	—	—	—	0
調査研究・モ ニタリング等 事業	実施しなかった					
広報啓発事業	イベント等における広報	平成26年 7月～ 平成27年 3月	石垣市内 会場等	21人	住民、観光客等 多数	422
	赤土対策についての環境 教育	平成26年 12月、 平成27年 3月	八重山農 林高校他	15人	高校生等 617人	527
その他の目的を 達成するため に必要な事業	実施しなかった					

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	事業費の 金額 (千円)
物品等販売事 業	実施しなかった				
イベント等開 催事業	実施しなかった				
印刷物等への 広告掲載事業	実施しなかった				
商標等の提供 事業	実施しなかった				

2-2. 阿蘇草原の資金確保等

○阿蘇草原自然再生では、阿蘇草原再生募金事務局とグリーンストックが募金を行っています。

○第1期、第2期にわけて募金が行われています。いずれも目標1億円です。

阿蘇草原再生募金の仕組み

阿蘇草原再生協議会では、幅広い人々の力で阿蘇の草原を守っていくための仕組みの1つとして、阿蘇草原再生募金を創設しました。

①基本的考え方

- 阿蘇の草原の恵みを楽しむ不特定多数の人々に呼びかけ、「広く」「薄く」「継続的に」協力を得る。
- 立ち上げから3年を第1期として、企業や団体からの大口の協力を得る。
※第1期：平成22年11月15日～平成25年3月（3年間の目標額：1億円）
- 引き続き、第2期として3年間取り組む。
※第2期：平成25年4月～平成28年3月（目標1億円）

②募金の使い方

集まった募金は、草原再生に向けて協議会構成員が行う様々な活動を促進し、さらに展開していくために活用します。
なお、具体的な支援は、行政関係機関等による施策・事業でカバーできない事柄に活用することを基本とします。

③募金運営体制

募金の運営については、新たに「募金事務局」及び第三者により構成する「募金委員会」を設置し、それぞれが役割を果たしていきます。

阿蘇草原再生協議会とは

幅広い人々や企業・団体等からの募金

企業・団体 観光客 一般市民等

阿蘇草原再生募金

草原環境の保全・再生に向けて
特に求められている活動を支援

阿蘇草原再生協議会

- 募金事務局
- ・ 入出金管理
 - ・ 支援対象選定に関する事務
- 募金委員会（第三者で構成）
- ・ 助成に関する助言、チェック
 - ・ 収支に関する監査

◎九州の水がめが守られる

◎広大な草原景観、野の花や多様な生き物が守られる

○第2期募金のパンフレット表紙

「かけがえのない
阿蘇千年の草原を未来へ」

阿蘇は「九州の水がめ」です。
阿蘇の大草原から生まれる大量の水源を、
次世代の子供達へ引き継いでいくために。

第2期
阿蘇草原
再生募金

阿蘇の草原は、6本の一級河川の源流域にあり、
約230万人の人々の暮らしや、産業活動を支えています。

阿蘇の草原は
今、危機に
瀕しています。

阿蘇は一級河川16本の源流域

ヤブ化が進む草原
畜産の低迷や高齢化などにより、
放牧頭数や野草採取が減るなど、
草原維持管理のしくみが崩れ、
利用されない草原が増加しています。

不明 0.7%
今後、野焼き維持管理
継続の見通し 43.9%
10年以上できる 11.5%
5年～10年以内には
できなくなる 32.4%
10年以内には
できなくなる 11.5%

出典：H23熊本県阿蘇草原
維持再生基礎調査より

- 野草地の荒廃や減少により、
九州の水がめとしての機能の低下が懸念されます。
- 草原特有の動植物の生育・生育に影響が及び、
草原生態系の変化が進んでいます。
- 草原景観の劣化により、
九州の観光にも影響が及びます。

第2期募金に
ご協力をお願いします

【期間】平成25年4月～平成28年3月
目標額：1億円

阿蘇草原再生

第1期（平成22年11月から平成25年3月）では、多くの（特別）協賛企業・団体や
個人からの募金、「熊日草原募金」の協力も受け、7,038万円をお寄せいただき
大変ありがとうございました。

そして、既に平成23年度から野焼き支援ボランティア活動、繁殖あか牛導入
支援や野焼き再開支援などに活用されてきています。

引き続き第2期募金に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

阿蘇草原再生協議会・阿蘇草原再生千年委員会
<http://www.aso-sougen.com/kyougikai/>

（お問い合わせ先）

阿蘇草原再生協議会事務局 阿蘇草原再生募金事務局
環境省九州地方環境事務所 公益財団法人阿蘇グリーンストック
熊本県阿蘇市黒川1180 TEL:0967-34-0254 熊本県阿蘇市石1537 TEL:0967-35-1110

出典：阿蘇草原自然再生協議会、再生募金のHP等

2-2. 阿蘇草原の資金確保等

- 阿蘇草原自然再生では、金融機関への振り込み、募金箱の他、Q u oカード、W a o nなどの募金もあります。
- Q u oカードは年間47万円、W a o nが178万円、定期預金の手数料の一部が50万円となっています。
- 2015年3月末現在の募金の合計は9千2百万円となっています。

1. 金融機関へのお振込み 次の金融機関にご送金下さい。

金融機関	支店名	種別	口座番号	口座名
肥後銀行	内牧	普通	1316172	阿蘇草原再生募金 事務局 阿蘇グリーンストック
熊本銀行	阿蘇	普通	3008481	
ゆうちょ銀行		普通	01750-1-122196	
阿蘇農業協同組合	阿蘇町中央支所	普通	0101758	
熊本第一信用金庫	大津	普通	0094459	
福岡銀行	熊本営業部	普通	1475918	
西日本シティ銀行	熊本支店	普通	3019175	

2. 阿蘇草原再生募金箱へ

阿蘇地域の行政や観光・食事・展示などの各協力施設をはじめ、県内外で約150箇所に募金箱を設置しています。気づいたらお気軽にどうぞ！



3. こんな方法もあります！

★オリジナル『阿蘇草原とくまモン』Q u oカード



- ・2012年6月取扱い開始、全国共通プリペイドカード
- ・県内は阿蘇グリーンストック(阿蘇市)、県民百貨店、熊日プレイガイド(以上熊本市)で取扱い中。
- ・利用額500円分(1枚購入価格は530円)
- ・1枚当り5円が草原募金へ寄付されます。
- ・コンビニ、他で利用できます。
- ・ギフトやプレゼントにもどうぞ。
- ・阿蘇草原を風船に乗って浮かぶくまモンがかわいいモン！

14年度分は471,575円。
累計寄付額は1,199,345円になりました。

こちらをご参照下さい→ [阿蘇草原とくまモン Q u oカード](#)

★オリジナル『阿蘇千年の草原w a o n』カード



- ・2011年3月取扱い開始、チャージして繰り返し利用できます。
- ・イオングループ店などで取扱い中。(1枚購入価格は300円)
- ・イオンのお店や提携店などグループ加盟店で利用できます。
- ・カード利用高の0.1%が草原募金へ寄付されます。

4年目の14年度は1,780,403円。
累計寄付額は5,552,858円になりました。

こちらをご参照下さい→ [阿蘇千年の草原w a o n](#)

★オリジナル『阿蘇草原再生定期預金』



- ・2012年熊本第一信用金庫が取扱開始
- ・金利が当金庫基準金利の2倍に。
- ・手数料の一部から草原募金へ寄付されます。
- ・詳しくは同金庫(Tel.096-355-6111)へお尋ねください。

3年目の14年度は499,800円。
累計寄付額は約162万円になりました。

募金の状況

2015年3月末現在で92,576,177円になりました！

2-2. 阿蘇草原の資金確保等

- 平成25年度の募金の収支報告によると、募金と助成金の収入は1,524万円、繰り越しを合わせると約3千万円です。
- 支出は助成支援費が約1千万円、広報宣伝費が230万円で、募金事務局の人件費100万円も計上されています。

阿蘇草原再生募金収支報告書

(単位:円)

1.収入		
＜自/平成26年4月1日 至/平成27年3月31日＞		
区分	実績額	備考
前期繰越	14,245,750	
募金および助成金	15,238,738	H25年度夢チャレンジ補助金含む
利息	3,654	
その他雑収入	247,990	クオカードなど
合計	29,736,132	

夢チャレンジ
は200万円

支援の事例

2.支出		
区分	実績	備考
助成支援費	10,152,683	第3弾、第4弾各一部
普及啓発活動費	1,294,369	街頭募金活動、くまモンファン感謝祭出展(福岡、東京)、ソラシドエア草原再生くまモン号就航企画など
広報宣伝費	2,293,146	新聞広告、協賛自販機使用料など
千年委員会関係費用	288,661	会場使用料、会議使用料
野焼き再開特別費用	1,000,000	西湯浦牧野組合
人件費	1,000,000	募金事務局
通常経費	471,411	
合計	16,500,270	

3.収支		
収入	支出	収支合計
29,736,132	16,500,270	13,235,862

阿蘇草原再生募金貸借対照表

平成27年3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動資産】	
現金	0	未払金	7,542,094
預金	20,777,956		
		【余剰金】	
		次期繰越金	13,235,862
合計	20,777,956	合計	20,777,956

■第4弾(支援活動実施期間:平成26年4月~平成27年3月)総額1015万円決定

活動支援区分		助成内容	交付額(円)	助成対象等
①草原維持管理の継続	繁殖あか牛導入	「草原再生〇〇」をあか牛の両腹に描いて5年間放牧増頭条件に1頭6万円助成	3,660,000	61頭・49農家 ※頭数制限を解除
	野焼き支援ボランティアの運営管理	合計のべ114ヶ所のべ1900名以上派遣	3,500,000	(公財)阿蘇グリーンストック
	草原利用(学習、観光など)	草の道採草。外輪山及中央火口丘のトレッキング道づくり。	100,000	阿蘇北外輪山トレッキング協議会
	未利用草地の採草利用	草原面積38.6haの採草により草原利用。OP組合=担い手集団の活動継続に貢献。	200,000	草原再生オペレーター組合
	草原を維持し野草を利用した農産品生産・販売に関する広報活動	3タイプの包材袋を制作・活用によって、ブランド商品PR効果向上と草原維持管理の訴求へ。	300,000	阿蘇草原再生シール生産者の会
②様々な動植物が生息・生育する草原環境の再生	野焼き(管理)放棄地の草原再生	大規模野焼き継続、6ha分の灌木除去と搬出 約35年ぶり約30ha野焼き再開	500,000 300,000	西湯浦牧野組合 蔵地牧野組合
	②様々な動植物が生息・生育する草原環境の再生	生物多様性保全実証事業の継続。草刈、植生調査	380,000	阿蘇グリーンストック
③草原を守る担い手づくり(草原環境学習の推進)	草原環境学習及び草原維持活動。輪地切り・野焼き、草泊まり・火消棒製作実習、ワークショップ、募金活動		77,296	阿蘇中央高校グリーン環境課
	草原を守る担い手作り、草原環境学習の推進。小学校と連携し草泊まり制作・宿泊・伝承		100,000	新宮牧野組合
	阿蘇の草原キッズになろう!秋編 野焼き編		300,000	阿蘇青少年交流の家
	阿蘇の草原キッズになろう!指導者編			
	環境学習出前講座。子ども対象	実施校2校70名児童生徒に授業展開。	10,589	阿蘇火山博物館
	阿蘇草原キッズ・プロジェクトIIにおける草原環境学習プログラムの実践	実施校4校のべ257名児童が参加。	280,800	阿蘇火山博物館
	草原の生き物観察会(県内小学生10名が1泊2日参加。)	親子の交流に!夏休みの自由研究に!!草原の生き物観察 夏休みの自由研究に!!草原の生き物観察会	243,998	なみの高原やすらぎ交流館
	「阿蘇の草原の野草を使って卒業証書を作ろう!」プロジェクト	全体で11校319名のべ体験参加は732名。久木野小中学校実施内容を募金活用。		
	第3弾野焼き再開費用の追加補助		1,000,000	西湯浦牧野組合
	合計		11,152,683	

出典:阿蘇草原自然再生協議会、再生募金のHP等

2-2. 阿蘇草原の資金確保等

○街頭募金は50名が2日間実施して9万5千円と、21名で1日で4万6千円と、地道な活動が頻繁に行われています。

2015年 第2弾

阿蘇の草原を 千年先の未来まで・・・

阿蘇草原再生募金キャンペーン

発行：2015年2月2日
阿蘇草原再生募金事務局

「阿蘇草原再生」を
「熊本市内街頭募金活動」でPR
日時：2015年1月31日（土）・2月1日（日）
場所：熊本市中央区下通り（パルコ前）

《募金金額》

¥ 95,322 円

2日間で500名以上(?)の協力がありました

2日間に亘り、熊本市下通パルコ前で「阿蘇草原再生募金キャンペーン」を行いました。とても寒い初日から、協議会構成員（高橋会長筆頭に、5つの牧野組合・NPO・野焼き支援ボランティア・各行政などからの参加者に加えて、効果満点の強力なちびっこ・母子も）が集まり、午前と午後に分けてのべ50名が大きな声で市民や通行人に呼びかけました。大半が熊本県民の中で愛知県の観光客も募金してくれました。

秋の七草の一つ
植え方説明付きの
オミナエシのタネ



募金者には、阿蘇市の農家さん提供「オミナエシの種」(タネ)を
お礼にプレゼント！

「おとな」から「子ども」までたくさんの人に募金を頂きました。



ファミリーで募金に参加！とっても元気で大きな声が出たので、効果抜群！！募金箱がすぐ重くなりました。



2日間の街頭活動では、＜第2期＞阿蘇草原再生募金チラシ（約1,200枚）の配布をメインに、野焼き支援ボランティアの募集も呼びかけていました。募金者には、阿蘇市の農家さん提供「オミナエシの種」や、2015年国立公園カレンダー（環境省提供）をプレゼントしたり!! みなさん喜んでくれました。

今回の呼びかけにより、草原への関心や阿蘇草原の現状を、知ってもらえました。

出典：阿蘇草原自然再生協議会、再生募金のHP等

阿蘇の草原を 千年先の未来まで・・・

阿蘇草原再生募金キャンペーン

Aso Grassland Restoration Committee Donation Campaign

レポート NO.7
発行：2012年12月5日
阿蘇草原再生募金事務局

12月2日（日）、前日までの天気予報の降水確率50%に晴れることを願いつつ迎えた募金キャンペーン当日、願いもむなしく終日小雨の降る中での今年最後の募金キャンペーンとなりました。集まったメンバーは**総勢21名**。今年最後ということもあって、天候の悪い中たくさんの方が活動に参加してくれました。



メンバーは、中央の野菜販売側の出入り口と左側のレストラン側の出入り口の2箇所に半数ぐらいに分かれて活動を行いました。雨が降っているため軒下で呼びかけをしましたが、ズラッと並んだメンバーは人数が多く少し威圧感！？がりましたが、それでも訪れた方々は、笑顔で快く募金に協力してくれました。寒い雨の中だったので、始まってすぐの出足としては良くなったのですが徐々に客足が増え、寄せられた募金額はなんと合計**46,896円**でした。

今回の募金キャンペーンでは、**下村朱杏（しゅきょう）先生**にいただいた「阿蘇の野草の絵はがき」を、募金していただいたすべての方に1枚づつ差し上げて多くの方に喜ばれていました。

今年の募金キャンペーン活動は、今回で最後の予定ですが、これからまだまだ活動は継続していきます。年明けには熊本市内での街頭募金も予定していますので、今後ともふるって**参加お願いします。**

なお、今回募金者へ差し上げました絵はがきや、クオカードによる阿蘇草原再生への募金の紹介と、今年の主な募金活動を下記にまとめました。



募金者と笑顔でコミュニケーション

参考① 「阿蘇草原とくまモン」クオカードはいかがですか！

- ・全国共通プリベイドカード
- ・県内は阿蘇グリーンストック（阿蘇市）、県民百貨店、無日プレイグاید（以上熊本市）で取扱。
- ・利用額500円分（1枚530円）
- ・1枚当たり5円が草原募金へ寄付。
- ・コンビニ、他で利用できます。
- ・クリスマスのプレゼントやお年玉代わりとしてもどうぞ。

「阿蘇の野草の絵はがき」5枚組み

- ・下村朱杏先生（阿蘇市出身 内閣総理大臣賞受賞）より寄贈いただいた絵はがき5枚組みを募金ご協力者へお譲りしています。
- ※全額募金扱いとなります。
- 詳しくはお問合せ下さい。

参考② 2012年行われた主な募金キャンペーン

■1/28 熊本市街頭募金（くまモン参加）、8/4 大観峰募金（7.12九州北部豪雨災害を受けて災害カンパとして募金活動に取り組みました。）、10/14 菊の里募金、10/28 あそ千年祭「高森月廻り公園」募金、11/17 和ゴコロ塾2012「熊日びぶれず広場」募金、11/18 大観峰募金、12/2 菊の里募金

■その他にも、6/16 写真家後藤秀則氏「根子岳写真展」募金箱、阿蘇ライダース・ベースチャリティ会場募金、10/31 水墨画朱杏の会（総理大臣賞受賞記念展）募金箱、等がありました。

～ご協力ありがとうございました。～

参考③

コチラもご覧下さい。↓

■阿蘇草原再生協議会HP <http://www.aso-sougen.com/kyougikai/>

■（公財）阿蘇グリーンストックHP <http://www.asogreenstock.com/>

おまけに・・・阿蘇GSの日常やつばやき・緊急情報など、楽しい調剤ブログ「草原マニア」随時更新中！ <http://greenstock.exblog.jp/>

こんな方法でも募金できます！詳しくは下記問合せ先まで。

【問合せ先】
阿蘇グリーンストック
募金事務局
電話 0967-35-1110



阿蘇草原再生

2-2. 阿蘇草原の資金確保等

阿蘇草原再生募金キャンペーン・ニュース

aso sougen saisei bokin news

2012年10月31日

◆草原再生募金キャンペーン

10月28日(日)に高森町の月廻り公園で行われました。

今回は、「あそ千年祭」の期間中という事もあって、総勢 28 名ものたくさんの皆さんが募金活動の呼びかけに集まってくれました。中でも今回強力な



助っ人として、阿蘇中央高校グリーン環境科の生徒さん 6 名と引

率の先生も活動に参加してくれました。

生徒たちは、この日の為に大きな竹筒に、「阿蘇草原再生ロゴマーク」(左下写真参照)をかたどった募金箱を作ってきてくれました。とてもよく出来ていて感動ものでした。

募金キャンペーン参加者たちは、それぞれ 3 名から 5 名



高校生たちがこの日のために手作りで作ってきた、草原再生ロゴ入りの募金箱(感激です!!!)

の班に別れ積極的に人が集まるところに向いて声をかけていました。今回、水墨画家 下村朱杏(しゅきょう)先生【内閣総理大臣賞受賞＝阿蘇市出身＝】のご厚意により頂いた「阿蘇の野草の絵はがき 5 枚組み」を募金者にプレゼントしたりもして、喜ばれていました。

こうした皆さまの活動の結果、合計 **55,864 円** の募金 が寄せられました。大変お

疲れさまでした。

◆引き続きご協力をお願いします!

阿蘇の草原を守って行くためには、もっと! さらにもっと!! 多くの方のご理解・ご協力が必要です。そのために募金活動等で PR して、多くの方に知ってもらい、**大好きな阿蘇の草原**を皆さまの**熱い願い**で守って行きましょう!



当日参加したメンバー(一部)の集合写真



阿蘇の野草の絵はがき
希望者には絵はがき千円でお譲りします。(全額募金扱いとします。)

街頭募金楽しかったモン♪

平成24年1月28日(土)熊本市内

1月28日土曜日に、地元牧野組合のみなさまをはじめとする阿蘇草原再生協議会のメンバーや、野焼きボランティア、市民など 60 数名ほどが集まり、賑やかに街頭募金キャンペーンが行われました。特にくまモンが登場してからは、街をゆく人たちに以上に参加者のテンションが一気に上がり、楽しく楽しく募金活動を行うことが出来ました。

気になる募金の金額は、なんと **107,629 円**!! たくさんのご協力、本当にありがとうございました。

まず、登場前にゼッケンとたすきを付けます。(くまモンなかなか似合ってるよ。＝右上写真) たすきには、『阿蘇の草原を守るモン』『みんなで募金するモン』の文字。う～キャワイイ～上通り担当の皆さんと記念撮影!!

ちゃんんと手を上げて横断歩道を渡って下通りへ向かいます。(左写真)

あれ～? 横に怪しいおじさん牛が人気者のくまモンは、何処にいても人だかりの撮影会です!!

「くまモンが大好きな阿蘇の草原と一緒に守りましょう!!」みんなと呼び掛けます。

くまモンもいろんなポーズをとって、皆さんにサービスしてくれました! 火消し棒もなかなかさまになってるね!!

くまモンは、みんなの要望に応じていろんなかわいいポーズをしてくれました(下写真)最後に、参加者一同で記念撮影。皆さんお疲れ様でした～。



くまモンの
いろんなポーズ



写真撮影の大行列



ゼッケンと火消し棒を持った
くまモン! 貴重な写真です!



街頭募金メンバーの集合写真

3. 外部オブザーバーについて

3-1. オブザーバー候補について

○外部オブザーバー（地域振興、資金確保、組織体制の専門家、経験者の講師等）の候補をいくつかあげました。

オブザーバー候補		関連する内容	備考
自治体・イベント関連	桶川市観光協会	おけがわ春のふれあいフェスタ	
	川島町 生涯学習課	かわじま輪中の里ウォーキング	
	川島町 まち整備課 健康福祉課	川島町ちびっこフェスティバル・健康福祉まつり かわじまバラの小径祭り	
	上尾市 環境政策課	上尾市環境推進大会	
自治体・企業関連	桶川市商工会	おけナビ 桶川市の企業	
	川島町商工会	川島工業団地 かわじま朝市（カインズホーム川島インター店で開催）	
	上尾商工会議所	上尾市の企業	
環境省	エコツーリズム 埼玉県飯能市（経験者）	エコツーリズムを活用した地域活性化を推進するため、地域が取り組むエコツアープログラムの作成やモニターツアー等の活動に対して支援を実施します。（エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援、国が地域協議会に対し事業費の2分の1以内を助成、交付額は1地域当たり20百万円を限度）	
国土交通省	ミズベリング 国土交通省（実施者）、荒川下流、富士川、新町川 ミズベリングアドバイザー 大学教授、民間会社等	かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。 ミズベリングは「水辺+RING（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」の造語。 水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントをつぎつぎと起こしていきます。	
	地域づくり活動支援体制事業 国土交通省地方振興課 事業実施経験者（川島町）	地方公共団体・地域金融機関・民間企業・NPO等で構成される「地域づくり活動支援体制」を全国各地で構築	

※次頁に続く

3-1. オブザーバー候補について

オブザーバー候補		関連する内容	備考
埼玉県	産業労働部観光課 (一般) 埼玉県物産観光協会 りそな産業経済振興財団、日本アセ アンセンター、立教大学観光部教授 (JTB、るるぶ関連) 等	ちょこたび埼玉、埼玉県観光人材育成講座の講師	
(一般) 関東地域づくり協会 協会のアドバイザー		国土交通省の河川に関する事業への助成を継続。クリーン大作戦、フォト コンテスト等に助成	
(公) 日本観光振興協会 協会のアドバイザー		公益社団法人日本観光振興協会は、我が国の観光振興に関する中枢機関 (ナショナルセンター)として、我が国観光の振興を総合的に図るための 各種事業を行うことにより、観光立国の実現、地域経済及び観光産業の発 展並びに国民の生活及び文化の向上に寄与するとともに、国際親善に資す ることを目的としております。 当協会は、会員からの会費とともに、都道府県及び都道府県観光協会 (連盟)からの全国広域観光振興事業拠出金、公益財団法人日本財団及び 一般財団法人日本宝くじ協会からの助成金などを主な財源として運営され ております。 会員は全国約650の観光関係者により構成されており、その範囲も地 方公共団体、観光協会、観光関係中央団体、鉄道、航空、観光関連企業等 を網羅しております。	
旅行会社	JTB	るるぶ、ツアー企画	
	近畿日本ツーリスト	ツアー企画の担当	
	JR東日本	駅からハイキングの担当	
編集社	小学館	環境学習の担当	
	ソコトコ(月刊誌) 編集者(木楽舎)	ロハスの仕掛け人(2006年にブレイク) ローカーボンな暮らしを、知恵を出し合って楽しく実践する時代。さまざ まなアングルで、ロハスなライフスタイルを提案	

3-2. エコツーリズム飯能市

- 飯能市にはエコツーリズム推進室が設置され、エコツーリズムに取り組んでいます。
- エコツーリズムの申請条件や方法について、推進室の方に講義して頂く。

1. 飯能市はどのようにエコツーリズムに取り組んでいるのですか？

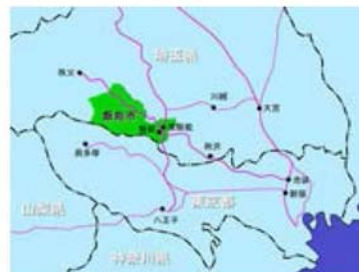
里地里山の身近な自然や文化を活用した飯能市エコツーリズム

1 里地里山の身近な自然と文化

飯能市は、丘陵地の雑木林から山地の植林・自然林まで多様な樹林が分布し、源流域から中流域までの変化に富んだ河川環境が見られ、こうした自然は多様な野生生物を育んでいます。また、古民家の残る街道や、郷愁を誘う山村の集落の風景、そこで営まれてきた生活も貴重な文化資源となっています。

飯能市では、こうした豊かな自然資源や歴史文化資源、地域の個性ある生活・習慣などを生かしながら地域の活力や経済の振興につなげていくためには、エコツーリズムの導入が有効な手段であると考えました。既存の取組みとの連携と効果的な実施を図るため、共通の目標を設定し認識を高めていくことや、市民の参加による取組みを推進すること、埋もれている自然・文化資源を再調査し、活用方法を確立していくことなどを目指して、2004年に環境省が進めるエコツーリズム推進モデル事業の「里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取組み」に応募しました。

エコツーリズム推進モデル地区の指定を受けて、学識経験者、自治会等の代表者、農林業・商店街・観光事業の関係者、自然保護や環境保全活動をしている者等を委員として「エコツーリズム推進協議会」を設置し、市及び推進協議会が中心となり、飯能市エコツーリズム基本方針、飯能市の目指すエコツアーやエコツアーの質を確保するための仕組みを構築しました。



アクセス

飯能市は、都心から50km圏内、池袋駅から飯能駅まで電車で1時間の近さです



身近に自然が残る天覧山周辺

2 エコツアーのガイダンス

飯能市のエコツーリズムは、基本方針の一つとして「すべての地域と人の参加」を掲げています。自然環境とともに生活文化や伝統をエコツアーの素材とすることによって、専門的な知識や技術を持つ人だけでなく、誰もがガイドになれるエコツーリズムを目指しています。

実際にガイドとしてエコツアーを実施しているのは、地域住民やNPO団体、身近な仲間のグループなど市民の方々です。この市民のガイドが、人の手によって守られてきた自然と生活文化のある里地里山を「地域に住む人が、地域の言葉で、地域をガイドする」というのが飯能市のエコツーリズムとなっています。

そして、市民一人ひとりの個性とおもてなしの心、来訪者を楽しませようという気持ちを大切にしています。



おばあちゃんがうどんうちを教える

3 身近な自然と生活文化が「宝物」

飯能市のエコツアーは、特別なものを題材としているのではなく、自然環境や歴史、生活文化など地域にあるものを活用してツアーとしています。

身近な自然と地域の人々が持っている生活の知恵、衣食住の技術などの「宝物」を地域の人達と一緒に掘り起こし、エコツアープログラムを開発しています。



川遊びのしかたを教える

3-3. ミズベリング

○水辺リングにはアドバイザーがいらっしゃいます。そのアドバイザーにアドバイスをいただく。

ミズベリングとは | ミズベリング | MIZBERING



水辺のアクションが増えれば、 みんなのまちはもっともっと輝くはずだ。

なにやら、全国の水辺が、ゆるゆると元気になってきた。

カフェやテラスができたり、巨大アヒルが浮かんでいたり。

河川を管理する規制の緩和で、

水辺のポテンシャルが一気に加速してきたみたい。

すでに元気な水辺の都市もあるけれど、

まだまだ水辺をとりいれてワクワクできる環境づくり、

まちづくりはできるはず。

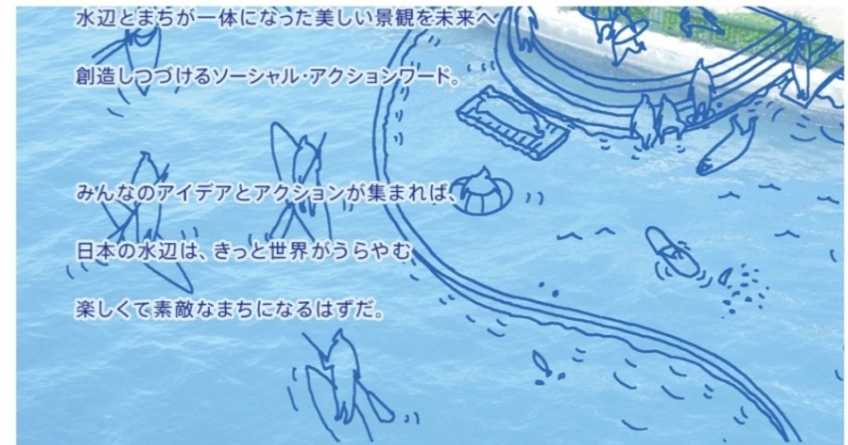
そこでミズベリング・プロジェクト、開始。

ミズベリング (MIZBERING) とは、

「水辺 + リング (輪)」の造語であると同時に、

常に現在進行形 “ING” の気持ちで、

ミズベリングとは | ミズベリング | MIZBERING



水辺の未来を考える人たちが出会えば、たくさんアイデアとアクションが生まれる。

そして水辺から新しい街づくりが始まる。

ミズベリング、それは水辺の未来を創る人が集い、共に動き出すためのプロジェクト。

市民、企業、行政がひとつになって水辺の未来に向かってここから動き出そう。

プレゼン行きます！

取材いきます！

相談のります！

イベント計画
します！

気軽にお問い合わせ下さい

3-3. ミズベリング

まちづくりのプロ集団がアドバイザーです。



陣内秀信
法政大学デザイン
工学部建築学科教授



井出玄一
一般社団ポートビープル
アソシエーション代表理事



伊藤香織
東京理科大学
理工学部建築学科准教授



金井 司
三井住友信託銀行
経営企画部CSR担当部長



忽那裕樹
(株) E-DESIGN
代表取締役



紫牟田伸子
紫牟田伸子事務所代表



藤井政人
国土交通省 水管理・
国土保全局 河川環境課
河川環境保全調整官



山名清隆
スコップ代表



馬場正尊
OpenA代表

ミズベリング、5つのアクション

水辺のアクションをみんなで起こせば、日本のまちはもっともっと輝くはずだ。

つなごう

「水辺の未来」を
考える人がつながれば、
大きなムーブメントが
始まるはずだ。

かたろう

「水辺の可能性」を
みんなで掘れば、
思いも寄らないアイデアが
浮かぶはずだ。

ためそう

「水辺でのチャレンジ」が
増えていけば、
世の中はもっと水辺に
注目するはずだ。

つくろう

「水辺を通した街づくり」が
進めば、
日本の街は世界がうらやむ
街になるはずだ。

育てよう

「水辺での暮らし」を
みんなで育てていけば、
人生はもっと豊かに
なるはずだ。

3-4. ちょこたび埼玉

○埼玉県観光課では、「ちょこたび埼玉」として観光に関する人材育成講座を開催しています。その講師をご紹介いただいてアドバイスしていただく。

埼玉県観光課 ちょこたび埼玉

English 中文簡体 中文繁体 한국어 サイトマップ お知らせ

ちょこたび埼玉

埼玉県観光人材育成講座

TOP 観光スポットを探す イベントカレンダー 物産・おみやげ ホットな埼玉情報 宿泊情報 観光便利帳

サイト内検索

トップページ > ホットな埼玉情報 > 埼玉県観光人材育成講座

たのび埼玉観光情報局
シュールな観光情報 Facebook

埼玉観光ソーシャルメディア
ちょこたび埼玉

わが町自慢
ちょこたびブログ
埼玉県観光特派員がお届けします!

ねぶた絵・雛子講習会を開催します! (7/31)
日光御成道 鳩ヶ谷宿「夏の陣」へ行く! (6/25)
大宮パレスホテル主催 焼き菓子コンテスト

埼玉県のマスコット「さいたまっち」

平成27年度 埼玉県観光人材育成講座 受講生募集!!

観光資源の発掘・活用、外国人観光客の誘致など埼玉県の観光を一緒に盛り上げていただく方を募集します!

お知らせ

- ◆第4回講座にお申込みいただいた方には8月26日(水)までに詳細を通知いたします。
- ◆第5回講座の会場が大宮ソニックシティ601会議室に変更になりました。御注意ください。

3-4. ちょこたび埼玉

	実施日	申込締切日	講 座 (表題は全て仮)
第1回	7/30(木) 14:00~16:30 会場: 埼玉県大宮 合同庁舎会議室	申込み締切 ました	【テーマ】埼玉の観光の現状 ◆講義1 講師: 立教大学観光学部 東徹教授 ◆講義2 人口と産業の観点から見る埼玉県における観光の位置づけ 講師: (公財)埼玉りそな産業経済振興財団 萩原淳司主席研究員
第2回	8/4(火) 13:30~16:30 会場: 埼玉県大宮 合同庁舎大会議室	申込み締切 ました	【テーマ】各観光業界の取組 ◆講義1 観光情報誌「るるぶ」ができるまで 講師: (株)JTBパブリッシング 齋田令子氏 ◆講義2 ツアー商品の作り方 講師: (株)JTB関東 山下智史氏 ◆講義3 埼玉県の観光施策 講師: 埼玉県産業労働部観光課 今成貞昭課長
第3回	8/20(木) 14:00~16:30 会場: 埼玉県大宮 合同庁舎大会議室	8/13(木) 申込み締切 ました	【テーマ】インバウンドツーリズムの基礎を学ぶ ◆講義1 中国人観光客の動向について 講師: 日本政府観光局 海外プロモーション部 東アジアグループ マネージャー 小沼英悟氏 ◆講義2 ASEANムスリム観光客受け入れのために 講師: 日本アセアンセンター 藤田賢氏
第4回	9/2(水) 終日8:00~18:00(予定)	申込み締切 ました	◆フィールドワーク(横瀬町) ※すべてバスで移動します。 (集合場所: 大宮駅または寄居駅)

第5回	9/11(金) 13:30~16:30 会場: 大宮ソニック シティ会議室 601	9/4(金) 募集中	シンポジウム ◆講演1 講師: 流行仕掛け研究所 代表 島田始氏 ◆パネルディスカッション パネリスト: 流行仕掛け研究所 代表 島田始氏 立教大学観光学部 東徹教授 (株)JTB関東法人営業埼玉支店 市川友英支店長 埼玉県産業労働部観光課 今成貞昭課長 司会: (公財)埼玉りそな産業経済振興財団 萩原淳司主席研究員
-----	---	---------------	---

3-5. 日本観光振興協会

○日本観光振興協会に、観光地域づくりについて、アドバイスをしていただく。

公益社団法人 日本観光振興協会



公益社団法人 日本観光振興協会
JAPAN TRAVEL AND TOURISM ASSOCIATION

協会の概要 入会のご案内 アクセス

■事業紹介

本部及び関東支部の事務所移転のご案内 ▶ 季刊「観光とまちづくり」 ▶ 刊行物のご案内 ▶ メールマガジンのご登録(会員専用)

観光地域づくり 人材育成 観光交流 活性化 産業創造 観光情報 調査研究 支部事業 アーカイブ 政策提言 広報啓発

「2015年EXPO 2025大阪・関西万博」は平成27年9月24～27日 東京ビッグサイトにて開催いたします。 詳細はこちら

2015年開催決定！ 9月24日(木)～27日(日) 東京ビッグサイト

「観るなび」
公益社団法人 日本観光振興協会
17ウィークリックス2015
観光立国推進協議会
産業連携ツーリズムセミナー
入場無料・参加費無料
観光立国推進協議会
ムスリム観光客
おもてなしセミナー

■会員の方 ▶ ログイン

メニュー
「観光とまちづくり」電子ブック
メールマガジンのご登録
メールマガジンバックナンバー
観光データ一覧
日本観光振興協会アーカイブ
会員登録
ご希望の方はこちら
お問い合わせはこちら

■ニュースリリース ▶ 一覧はこちら

2015年07月31日 【広報啓発】
「短期観光動向調査」結果(第11回)
2015年07月23日 【人材育成】
ムスリム観光客おもてなしセミナーを開催いたします。

■トピックス ▶ 一覧はこちら

2015年08月03日 【観光交流・旅フェア】
台北国際旅行博(ITF)にあわせ商談会を台北で開催します
2015年07月15日 【支部事業】
ユネスコ無形文化遺産候補「山・鉾・屋台行事」の祭り(中部地域)をホームページに掲載しました！

災害が発生した地域の観光地の状況

■観光地支援情報 ▶ 一覧はこちら

2015年03月16日
平成27年度中心市街地再興戦略事業費補助金の公募
まちの魅力を高めるための中心市街地の活性化に資する調査事業及び先導的・実証的調査(調査事業等を踏まえ実施される施設整備事業及びソフト事業)並びに...

2015年03月16日
「空港を活用した国内観光振興プロモーション」実施団体の募集
今年度も、羽田空港国内線旅客ターミナル(第1および第2)における国内観光振興プロモーション(ブース出展、デジタルサイネージ等)が行われます。

▶ 観光地域づくりプラットフォーム推進機構

■会員からのお知らせ ▶ ログイン

白川郷 合掌文化継承プログラム「われらがつくる茅葺きプロジェクト」
主 催：白川村世界遺産活用観光マネジメント事業実行委員会
開催日：10月30日(金)、11月9日(月)
場 所：白川村内茅場及び訪町合掌造り集落内

食事クーポン「金沢美味」・体験クーポン「金沢巧味」の販売について
主 催：一般社団法人 金沢市観光協会
開催日：平成27年3月14日～平成28年3月31日
場 所：問合せ先 (一社) 金沢市観光協会 *詳細はホームページをご覧ください。

▶ 一覧はこちら

■リンク

日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION 日本宝くじ協会 観光庁 火山登山者向けの情報提供ページ

■後援、協賛、協力事業等

全国自治体・観光協会等リンク集

日本郵便

PRIDE FLIGHT

JR 東日本

観光政策フォーラム

WORLD TRAVEL & TOURISM COUNCIL
The Global Summit
Madrid, Spain 13-18 April, 2015

魅力ある観光地域づくり推進モデル事業(日本財団基金事業)

支援対象は 十日町・下呂(25・26年度)、
三春・蒲郡・大津(26・27年度)に決定

「魅力ある観光地域づくり推進モデル事業」は、日本財団より助成を受け造成した観光地域づくり支援基金を原資として、平成25年から平成28年度にかけて実施するものです。

本モデル事業は、熱意を持って観光地域づくりに取り組む地域を4カ年で8箇所選定し、選定した地域に対して、観光地域総合診断調査の実施や専門家派遣をはじめ、地域が主体となって策定した事業を2年かけて支援するものです。

昨年10月21日～11月20日にかけて、平成25・26年に支援する2地域と平成26・27年に支援する3地域を公募したところ、全国の18地域より応募があり、12月25日には応募地域の中から支援地域を決定する第1回「観光地域づくり検討委員会」(委員長：立教大学安島博幸教授)を開催しました。観光地域づくりについて知見のある6名の委員からは、地域から申請のあった事業内容に対して様々な角度からアドバイスを頂き、非常に活発な議論が行われました。



その結果、平成25・26年度に支援する地域として十日町市(新潟県)、下呂市(岐阜県)、平成26・27年度に支援する地域として三春町(福島県)、蒲郡市(愛知県)、大津市(滋賀県)の5地域を選定いたしました。

なお、平成27・28年度に支援する3地域の公募は、今年8月頃より開始する予定です。当協会が発信するメルマガやホームページでご案内いたしますので、是非応募くださいますようお願いいたします。

担当：事業推進本部 観光地域づくり部門 担当：岩本・石井

電話 03-6435-8336 E-mail kokunai@nihon-kankou.or.jp

3-6. 関東地域づくり協会

○関東地域づくり協会に、河川に関する活動の組織づくりについて、アドバイスをしていただく。または、関係のある事例を紹介していただく。

一般社団法人
関東地域づくり協会

公益事業について

問合せ先

開催案内

防災エキスパート

いろいろな本

作品紹介

道のある風景写真コンクール

 社団法人 関東建設弘済会は平成25年4月1日より一般社団法人 関東地域づくり協会に変わりました。

平成27年度 公益助成事業募集について

(一社) 関東地域づくり協会の目的「国土の利用及び整備または保全、災害防止、環境に関する事業の円滑な推進を図り、もって国土の健全な発展に寄与することを目的とする。」に沿った営利を目的としない公益性の高い関東甲信地域（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野の一部八県）における事業について、(一社) 関東地域づくり協会が主体的に実施するとともに、公益性が高く、社会貢献度の高い活動を行う各団体に対して支援しています。

※平成27年度の助成は3月13日（金）の審査委員会で採択されました。

平成27年度に採択されました事業はこちら [こちら](#)

決定・否決は申請者の方に郵送にて通知されました。

3-6. 関東地域づくり協会

平成27年度 公益助成申請一覧

件 名	主催団体名
鬼怒川・小貝川クリーン大作戦	鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議
母子島遊水地環境保全事業	旭ヶ丘自治会
絶滅危惧植物保全のための野焼き事業	自然友の会
鬼怒川のカワラノグク、シルビアシジミを守る活動	うじいえ自然に親しむ会
県道沿い緑地帯における植栽管理事業	下妻市花のまち推進ボランティアクラブ
霞ヶ浦クリンアンドアクティビティ	サイラビリティー土浦
第85回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦	霞ヶ浦問題協議会
「砂浜の楽校」砂浜の役割を知ろう！	一般社団法人霞ヶ浦市民協会
ボランティア・サポート・プログラム	各道路関係事務所
TRネットの鶴見川流域クリーンアップ作戦2015【第22回】	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク
富士川流域河川一斉清掃	富士川流域連絡会
富士川水質一斉調査	Yamanashiみずネット
平成27年度荒川環境美化活動広報・支援事業	特定非営利活動法人 荒川クリーンエイド・フォーラム
第18回荒川の恵みと熊谷を考える集い	特定非営利活動法人 熊谷の環境を考える連絡協議会
第29回サケの稚魚放流事業・河川清掃	公益社団法人高崎青年会議所
江戸川クリーン大作戦	江戸川クリーン大作戦実行委員会
甲州街道クリーンデー	甲州街道クリーンデー実行委員会
H27 渡良瀬川クリーン運動	渡良瀬川クリーン運動協議会
日本風景街道298三郷(外環道・ビューポイントみさと公園)の環境美化・花いっぱい活動	ふるさと街づくり推進協議会

利根川上流及び渡良瀬遊水地クリーン作戦	利根川上流河川利用者協議会
渡良瀬遊水地のヨシ原環境保全のためのヨシ焼き実施	渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会
利根川河川敷クリーン作戦	利根川河川敷環境保全実行委員会
平成27年度 荒川図画コンクール	荒川図画コンクール実行委員会
建設フェスタ2015	建設フェスタ実行委員会
埼玉圏央道の事業広報業務	圏央道ウォークフェスタ2015実行委員会
あがつまの安全を見つめる絵画コンクール	ハツ場ダム建設工事安全協議会
河川愛護普及活動(「河川愛護講演会」「河川愛護協力者表彰」「河川清掃」)	利根川下流地区河川愛護協力会
河川愛護「川はともだち」広報活動	利根川上流河川利用者協議会
渡良瀬遊水地フォトコンテスト	渡良瀬遊水地フォトコンテスト実行委員会
厚木秦野道路(国道246号バイパス)事業促進広報事業	国道246号バイパス建設促進協議会
建設技術展示館	建設技術展示館 管理運営委員会
府中水辺の楽校 多摩川源流体験教室2015	府中水辺の楽校運営委協議会
渡良瀬遊水池の貴重植物保全	(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
魚とのふれあい体験	魚とのふれあい体験実行委員会
鮭を介した河川環境保全と地域づくり	NPO法人未来につなごう鬼怒川・小貝川の会
昭和の孫たちから平成の孫たちへ自然親遊運動の勧め	とち 木”の会
平成27年度「森と湖に親しむ旬間」	「森と湖の親しむ旬間」鬼怒川実行委員会
小学生外環現場見学会	東京外かく環状道路(千葉県地区)整備促進市川・松戸市民会議
甲州夢街道ウォーク2015	甲州夢街道(八王子・相模湖・藤野エリア)
水資源環境理解促進事業	公益・財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

3-6. 関東地域づくり協会

秩父路魅力アッププロジェクト事業	秩父路魅力アッププロジェクトチーム
信州の土木 歴史と魅力の発信事業	土木・環境しなの技術支援センター
「奥秩父大滝紅葉まつり」「大滝水まつり」における二瀬ダム広報活動	(一社)秩父観光協会
荒川ビジョン推進協議会事業(四ダムツアー)	荒川ビジョン推進協議会事業(四ダムツアー)実行委員会
ROKKOKU PROJECT「地下道キラキラ大作戦」	柏駅西口5商店会連絡会
水のふるさと展	ハッ場ダム水のふるさと展実行委員会
利根川源流祭り	利根川源流祭り実行委員会
合唱組曲「利根川源流讃歌」第15回発表会及び水源地域における各種イベント参加	合唱組曲「利根川源流讃歌」発表・実行委員会
とりで利根川河川まつり	とりで利根川河川まつり実行委員会
利根川上下流連携による河川文化の再発見と地域振興	利根川流域交流会
利根川舟運による地域活性化事業	利根川舟運・地域づくり協議会
水辺の森育樹事業及び自然観察会	水辺の丘運営協議会
ISO:TC113第30回定期国際会議東京会議における国際交流	ISO:TC113東京会議実行委員会
応用生態工学研究成果の河川砂防技術基準への反映	応用生態工学会
首都圏外郭放水路特別見学会を通して地域活性化及び防災施設の広報・啓発活動	水辺の丘運営協議会
市民参加による住民・行政協議の災害情報収集体制の構築	国立大学法人 山梨大学
子ども富士川流域交流会	富士川ファンクラブ
防災・救急・荒川PRコーナー(荒川ふれあいまつり2015内)	市民ふれあい祭り実行委員会
足尾グリーンフォーラム	NPO法人 足尾に緑を育てる会
砂防施設見学会・甲斐駒清流ウォーク	特定非営利活動法人 甲斐駒清流懇話会
防災教育 砂防校外授業	特定非営利活動法人 甲斐駒清流懇話会

水の郷さわら、川の駅ガイド会	水の郷さわら、川の駅ガイド会
利根川左岸取手中央タウン地区、地域防災力向上事業	取手中央タウン戸建自主防災会
中学生体験学習(校倉風木造倉庫建設・測量体験・重機操作体験)	茨城県魅力ある建設事業推進連絡会議
関優協優良土木工事発表会等	関東優良土木工事施工協議会
第31回 日本道路会議(隔年開催)	公益法人日本道路協会
人工衛星に利用によるクマタカの利用環境の解明と保全策の策定	NPO法人 ラプタージャパン(日本猛禽類研究機構)
宇都宮市・大谷地域の貴重な地域資源である大谷石採取場跡地の利活用の具体化に伴う最適な安全管理に係る地域防災評価事業	国立大学法人宇都宮大学
半島と川と都市防災	河川塾実行委員会
第15回国際地盤工学会アジア地質会議	地盤工学会
国内外の水問題に向けた情報発信及び啓発活動	特定非営利活動法人日本水フォーラム
「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」～将来に残したい自然・風景・人のつながり～ 実施事業	公益財団法人 日本生態系協会
里山再生を環境学習に活用した持続的環境保全及び地域活性化	さなざわ里山だんだんの会
外濠再生に資する調査研究	一般社団法人建設コンサルタンツ協会
関東地方「防災意識啓発活動」事業	公益社団法人 日本河川協会
市民防災まちづくり塾	市民防災まちづくり塾実行委員会
「国土交通Day」中央行事	(社)建設広報協議会
広報資料「予算のあらまし」	(社)建設広報協議会
「川の日」中央行事	「川の日」実行委員会

4. 荒川太郎右衛門地区の良いと思う場所のアンケート

【荒川太郎右衛門地区自然再生事業地内の良いと思う場所についてのアンケート】

①主旨

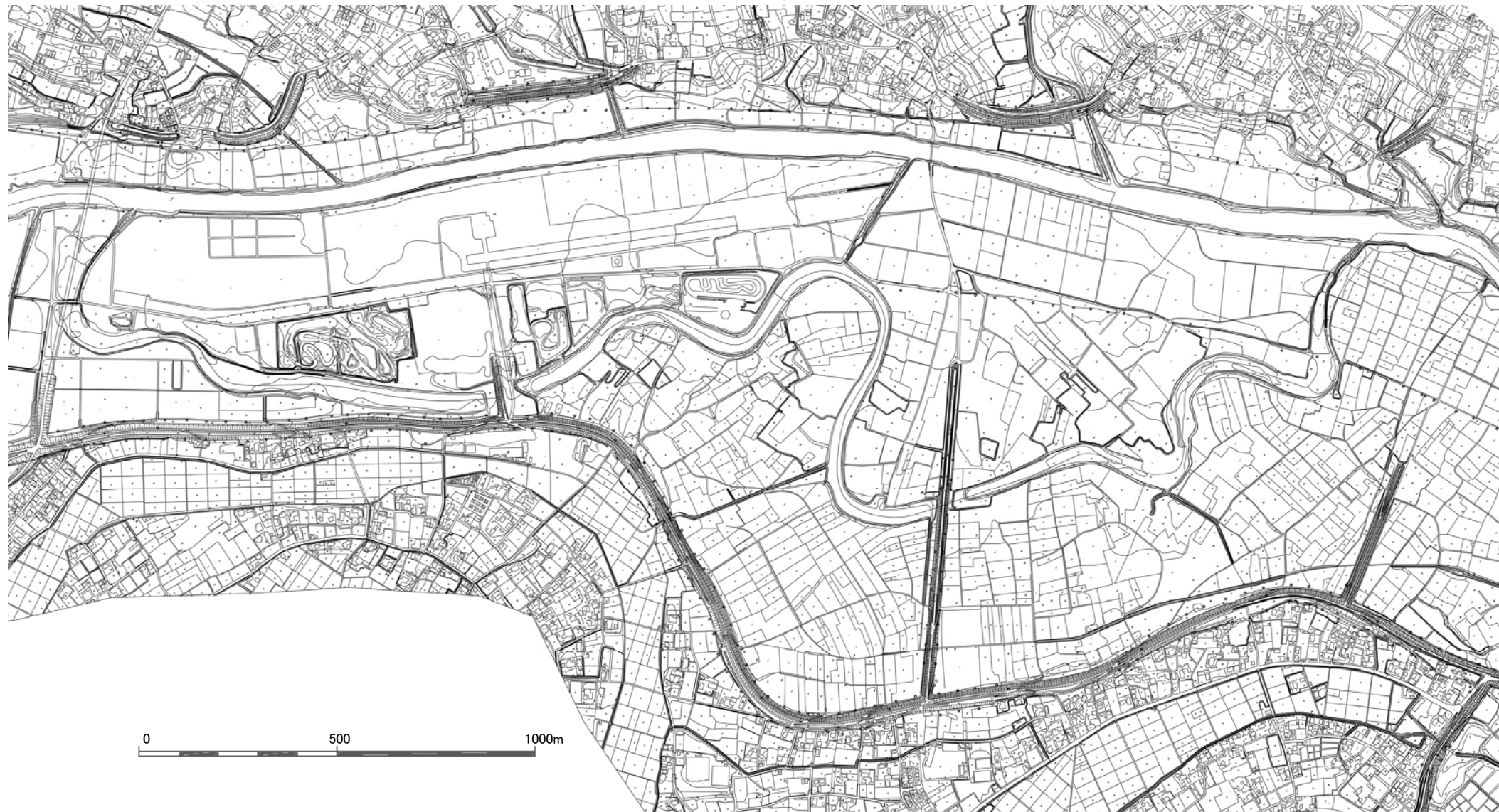
維持管理・環境管理専門委員会では、荒川太郎右衛門地区の良い場所を整理し、外部オブザーバーに見ていただいたり、今後の通路整備の参考にしたり、広報等に活用していく必要があると考えています。

そのため、自然再生地に関心がある協議会委員の方全員に、良いと思う場所についてアンケートを行うことになりました。ご協力をお願いいたします。

②アンケートの記入方法

以下の白地図に良いと思う場所の番号を、裏面の表にその内容の記入をお願いします。

- ・対象：協議会委員
- ・期限：12月16日
- ・送付先：荒川上流河川事務所 荒川太郎右衛門自然再生事務局



③票の記載方法

表の地図に記入した番号の内容等を以下の表にご記入下さい。

番号	良いと思う場所の名称	良いと思う内容	写真等
①、②・・・の 番号でご記入下 さい。	正式な名称はありませんので、適 切と思う名前をお付け下さい。	良いと思う場所の内容、季節等をご記入下さい。	ご提供頂ける写真があればメール等で、 場所がわかるようにして、ご提供をお願い いたします。

③票の記載方法

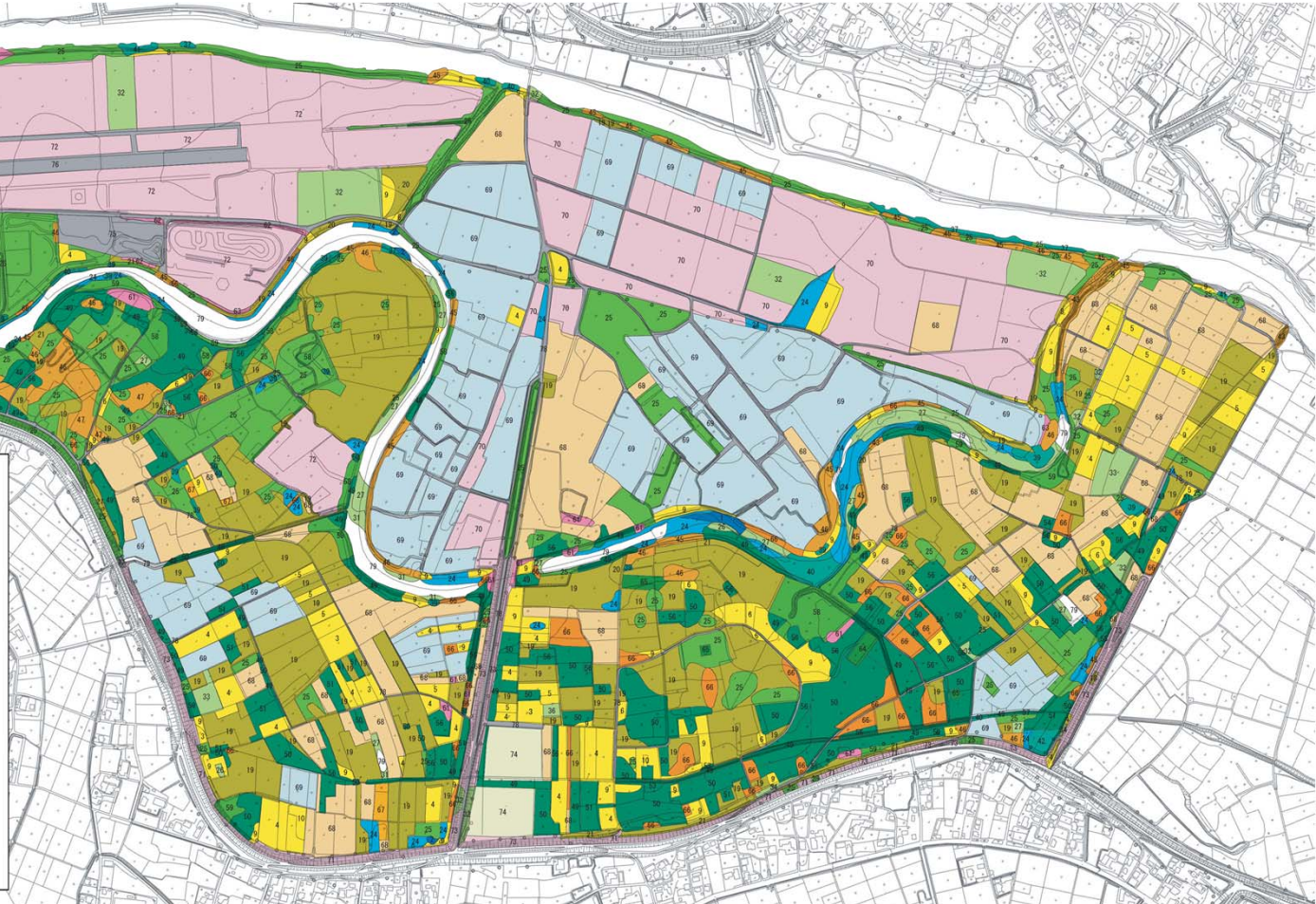
表の地図に記入した番号の内容等を以下の表にご記入下さい。

番号	良いと思う場所の名称	良いと思う内容	写真等

【参考】 植生図（H25）

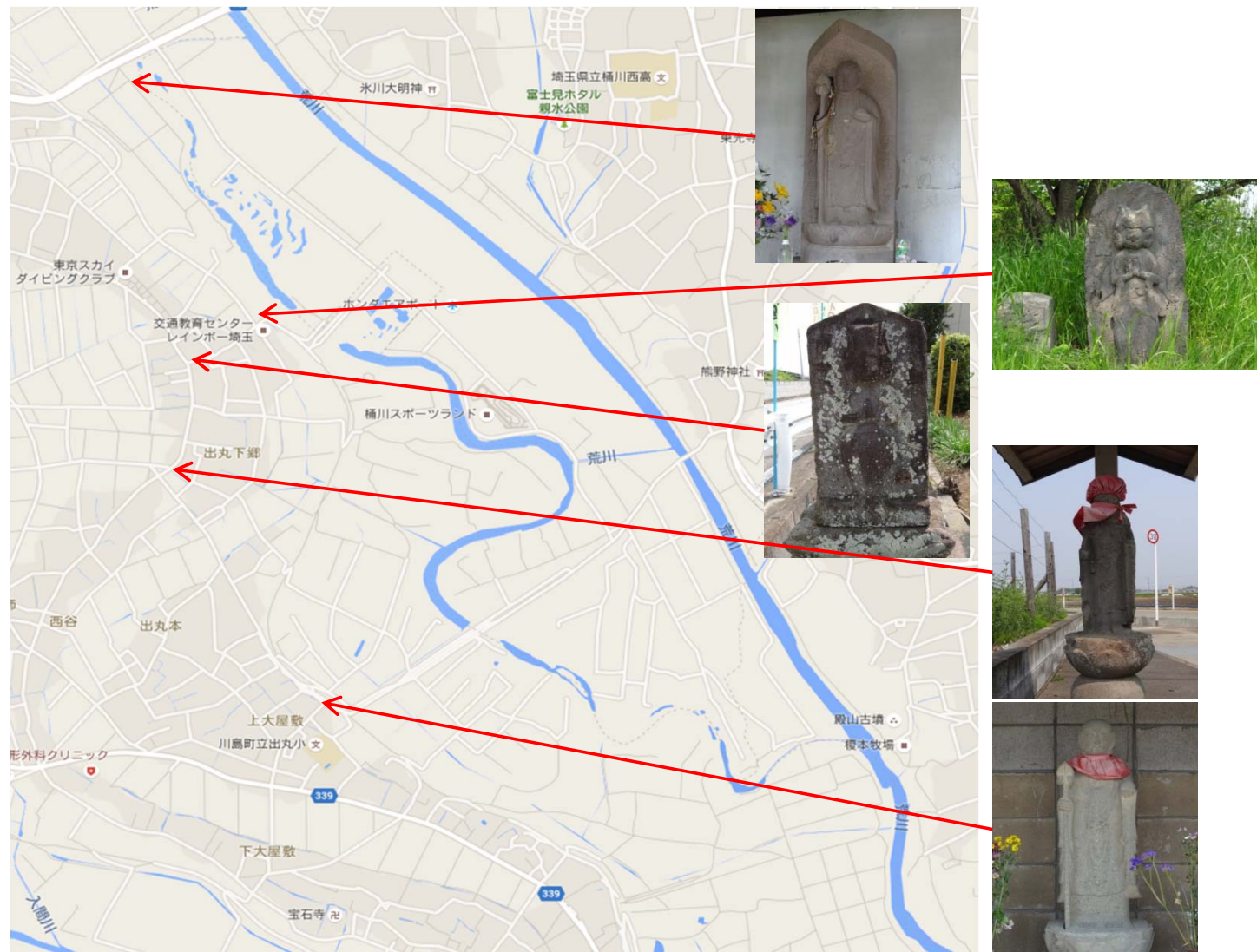
良い場所の選定に際しての参考情報として、植生図を示しますので、ご活用下さい。

1 ヒシ群落	29 カサグ群落	57 ムクノキ・エノキ群落
2 アサザ群落	30 ネズミムギ群落	58 ムクノキ・エノキ群落（低木林）
3 オオイヌタデ・オオクサキ群落	31 キシュウズメノヒエ群落	59 マダク群落
4 メシバノ・エノコログサ群落	32 セイハンモロコシ群落	60 ハチク群落
5 ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落	33 シンジュ群落	61 スギ・ヒノキ・榎林
6 オオバクサ群落	34 ナガヤ群落	62 シンジュ群落
7 ヤブジラミ群落	35 ヤガミスグ群落	63 ハリエンジュ群落
8 アレチウリ群落	36 アゼナルコ群落	64 榎樹林
9 カナムグラ群落	37 タチヤナギ群落	65 クスギ群落
10 ツルマメ群落	38 タチヤナギ群落（低木林）	66 ハンノキ群落
11 カワランジン群落	39 ジャヤナギ・アカメヤナギ群落	67 トウグワ群落
12 セイヨウカラシナ群落	40 ジャヤナギ・アカメヤナギ群落（低木林）	68 畑地（畑地雑草群落）
13 イチビ群落	41 カワヤナギ群落	69 水田
14 カモジグサ群落	42 カワヤナギ群落（低木林）	70 人工草地
15 カズノコグサ群落	43 クコ群落	71 刈取り草地（外来牧草型）
16 ヨモギ群落	44 メダケ群落	72 刈取り草地（種子果型）
17 イタドリ群落	45 アズマネザサ群落	73 刈取り草地（広葉型）
18 カラムシ群落	46 クズ群落	74 公園・グラウンド
19 セイタカアワダチソウ群落	47 ノイバラ群落	75 人工裸地
20 ヤブガラシ群落	48 ケヤキ群落	76 構造物
21 カゼクサ・オオハコ群落	49 クスギ群落	77 コンクリート構造物
22 カラスウリ群落	50 ハンノキ群落	78 道路
23 スギナ群落	51 ハンノキ群落（低木林）	79 開水面
24 シシ群落	52 スルデ・アカメギシワ群落	
25 オギ群落	53 スルデ・アカメギシワ群落（低木林）	
26 ウキヤガラ・マコモ群落	54 オニグルミ群落	
27 ヒメガマ群落	55 オニグルミ群落（低木林）	
28 セリ・クサヨシ群落		



【参考】 周辺の石仏

良い場所の選定に際しての参考情報として、周辺の石仏の位置を示します。ご活用下さい。



【参考】
桶川市の観光マップ
(西)

良い場所の選定に際しての参考
情報として、観光マップを示し
ます。ご活用下さい。

一般社団法人桶川市観光協会

[ホーム](#)

[観光マップ](#)

[イベント情報](#)

[協会推奨品](#)

[アクセス](#)

[お問合せ](#)

[リンク](#)

西部観光一覧

☑ 西部エリア ☑ 駅周辺エリア ☑ 東部エリア



国 国重要文化財

登 国登録有形文化財

県 県指定文化財

市 市指定文化財

市 ① 普門寺しだれ桜(3月下旬ごろ)

市 ② 諏訪神社本殿

市 ③ 原山古墳群

④ 三ツ木城跡

⑤ 桶川市歴史民俗資料館

⑥ 城山公園

⑦ べに花摘み取り園
(6月下旬～7月上旬ごろ)

国 ⑧ 泉福寺(木造阿弥陀如来坐像)

⑨ 富士見ホテル親水公園

⑩ ホンダエアポート

市 ⑪ 樋詰の道しるべ

国 ⑫ 熊野神社古墳

県 ⑬ 知足院 梵語学者盛典の墓

市 ⑭ 高井遺跡住居跡

⑮ 熊谷陸軍飛行学校桶川分教場

入館無料
9:00～16:30開館
月・年末年始・祝日休館

阿弥陀如来座像の拝観は
要予約または特別公開日

土・日・祝日公開

☑ 東部エリア

☑ 駅周辺エリア

☑ 西部エリア

↑ TOP

↶ BACK

🏠 HOME

【参考】
川島町の観光マップ

良い場所の選定に際しての参考
情報として、観光マップを示し
ます。ご活用下さい。

入館700円
10:00~16:30開館
月・年末年始・展示替期間等休館



川島町の観光マップ

良い場所の選定に際しての参考情報として、観光マップを示します。ご活用下さい。



【参考】
川島町の観光マップ

良い場所の選定に際しての参考
情報として、観光マップを示し
ます。ご活用下さい。



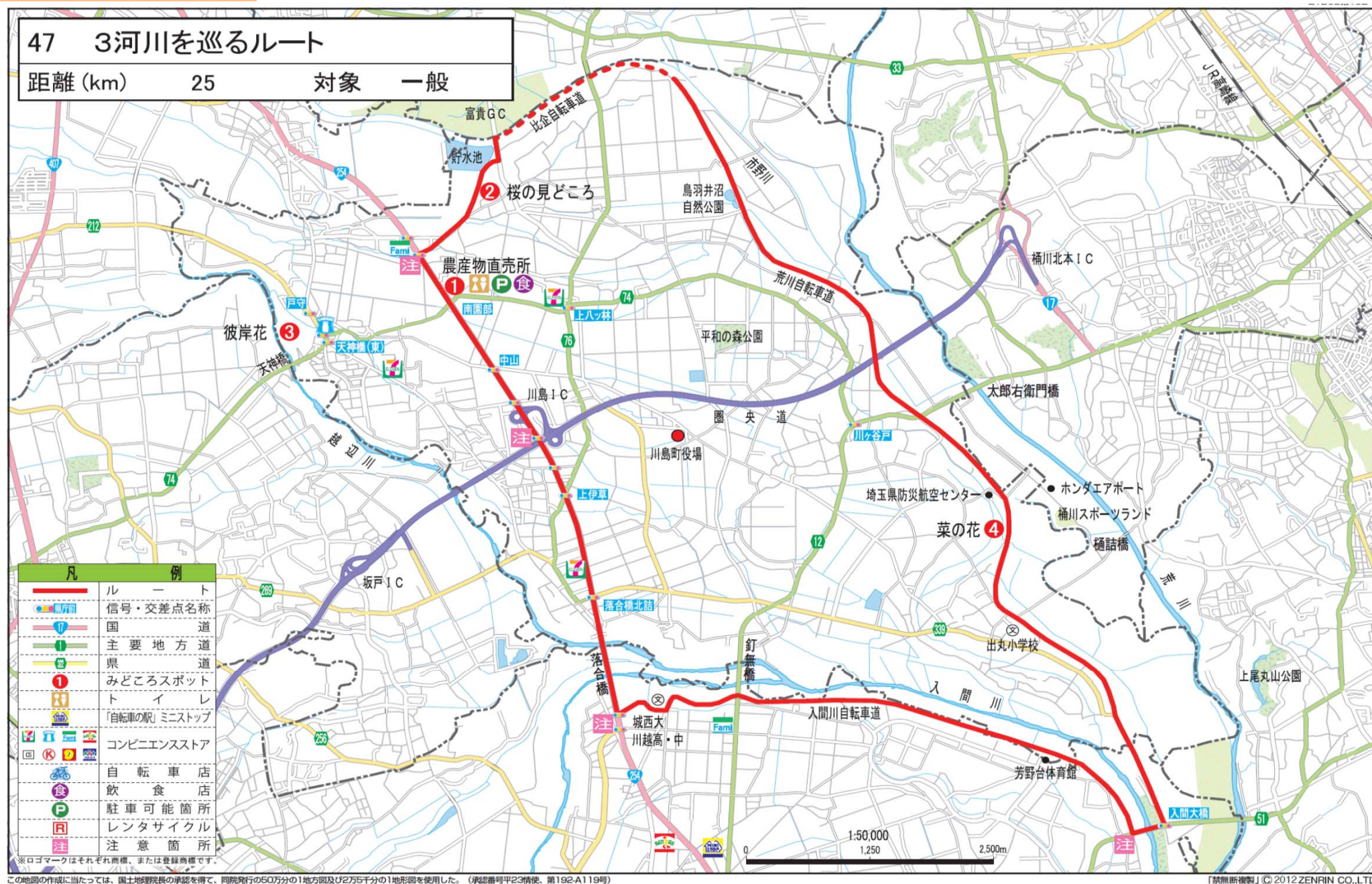
【参考】
上尾市の観光マップ

良い場所の選定に際しての参考
情報として、観光マップを示し
ます。ご活用下さい。



埼玉県サイクリング マップ

良い場所の選定に際しての参考
情報として、観光マップを示し
ます。ご活用下さい。



5. 外来樹木伐採の維持管理の試行の企画

5. 外来樹木伐採の維持管理の試行の企画

項目		内容	備考
発案者・責任者		堂本委員長 (維持管理・環境管理専門委員会)	委員会主催
関係機関		機関：特になし	
		人数：特になし	
企画	日時	未定（1月上旬～1月下旬）、午前2時間程度	日程検討中
	名称	＜仮称＞ 外来樹木伐採イベント	
	目的	・整備地に繁茂する外来樹木の抑制方法を試験する。 ・維持管理に要する労力の算定根拠とし、組織体制・資金確保に関する検討の材料とする。 ・協議会の外部からの参加者の拡大機会とする。	
	内容	自然再生整備地の周辺に繁茂するハリエンジュ・トウグワなどの外来樹木を伐採する。	
	場所	上池の整備地（旧流路・モトクロス場跡地）	
	人数	維持管理・環境管理専門委員会委員 +20名程度（協議会委員希望者・外部希望者）	
	参加費	保険代50円/人程度	
	広報	協議会外部は各委員から個別に知己にあたる 協議会HP、荒上HPで告知	イベント参加者、商工会関係者等
	使用物品	のこぎり等 (チェーンソーやナタなど振り回すものは安全性の観点から不可)	委員は各自持参 外部参加者分は事務局用意
予算	金額	保険代50円/人程度（協議会委員も「業務」で参加する人以外は必要となるか要確認・要検討）	
	確保方法	参加者から保険代徴収	

5. 外来樹木伐採の維持管理の試行の企画

全体図

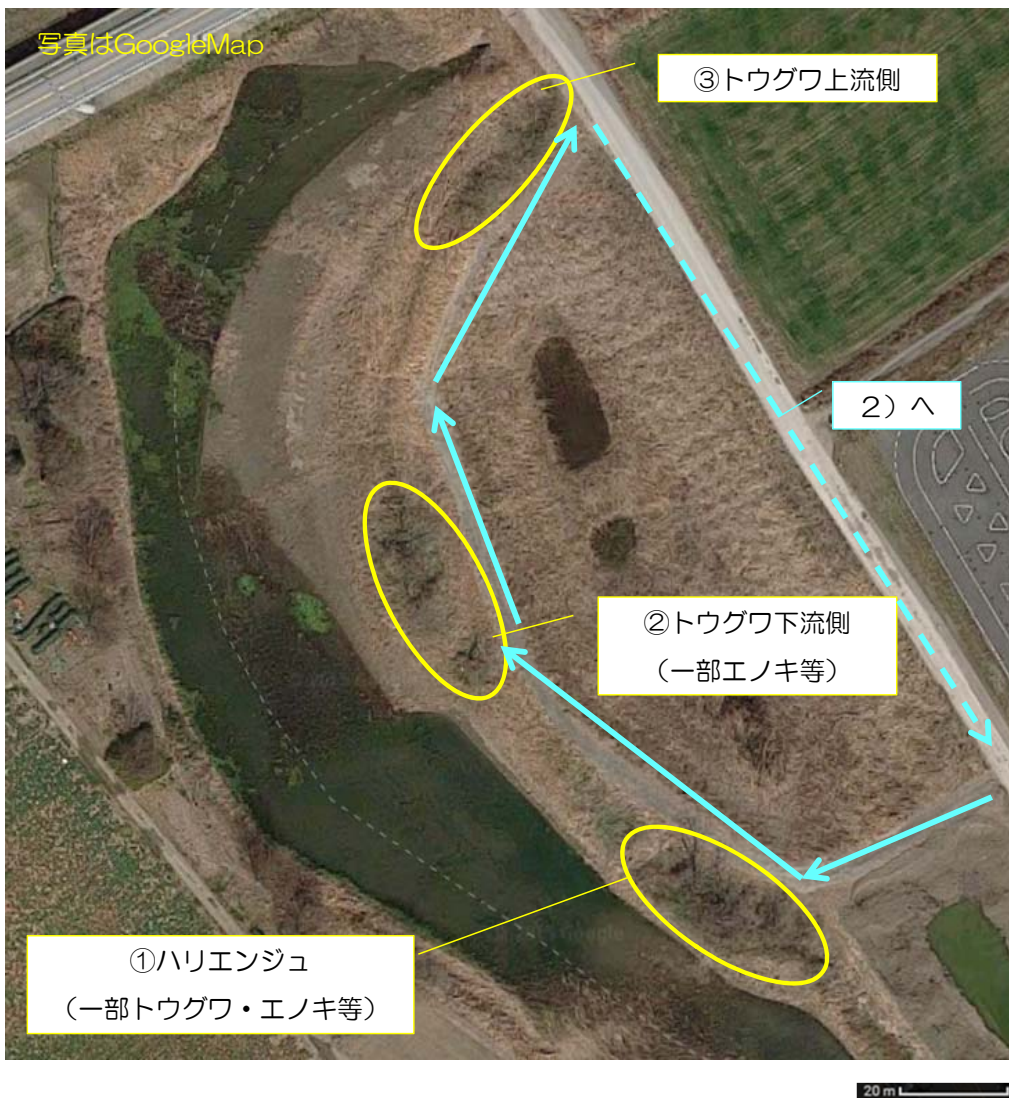


集合場所から実施場所
まで、参加者を事務局
の車でピストン輸送

5. 外来樹木伐採の維持管理の試行の企画

1) 旧流路整備地、モトクロス場跡地A・H23整備地

写真はGoogleMap



伐採はのこぎり使用
(チェーンソーやナタなど振り回す
ものは安全性の観点から不可)

①ハリエンジュの場所 <5分>

- 整備地を見ていただき、目的と成果の概要を説明します。
- 外来樹木ハリエンジュの大木・幼木を見ていただき、問題を説明します。
また、通路の草刈りの必要性も説明します。

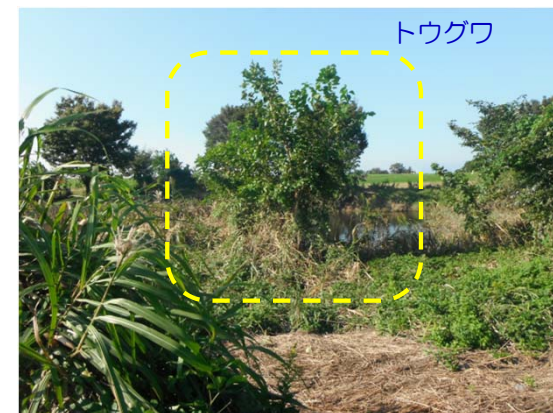
- ハリエンジュは一般参加者が伐採するには大きすぎて危険であるため、この場所での伐採は行いません。
- 通路については、あらかじめ草刈りしておいた方が快適ですが、冬季であれば現状のままでも歩くことは十分可能であるため、通路の草刈りの必要性を説明するために、そのままとしておきます。



②トウグワ（下流側）の場所 <15分>

- 外来樹木トウグワを見ていただき、問題を説明します。
- 試行デモンストレーションとして、1本を選んで維持管理・環境管理専門委員会メンバー数人が伐採します。

- トウグワの木は、経験者数人で伐採可能なサイズですが、一般参加者が伐採するには大きすぎて危険であるため、この場所での伐採はデモンストレーションのみとします。



③トウグワ（上流側）の場所 <5分>

- 外来樹木トウグワを見ていただき、問題を説明します。
- 導水路を見ていただき、目的と成果の概要を説明します。

※次頁に続く

5. 外来樹木伐採の維持管理の試行の企画

2) モトクロス場跡地A・H25整備地

写真はGoogleMap

1) から

④ハリエンジュ

④ハリエンジュの場所 <60分>

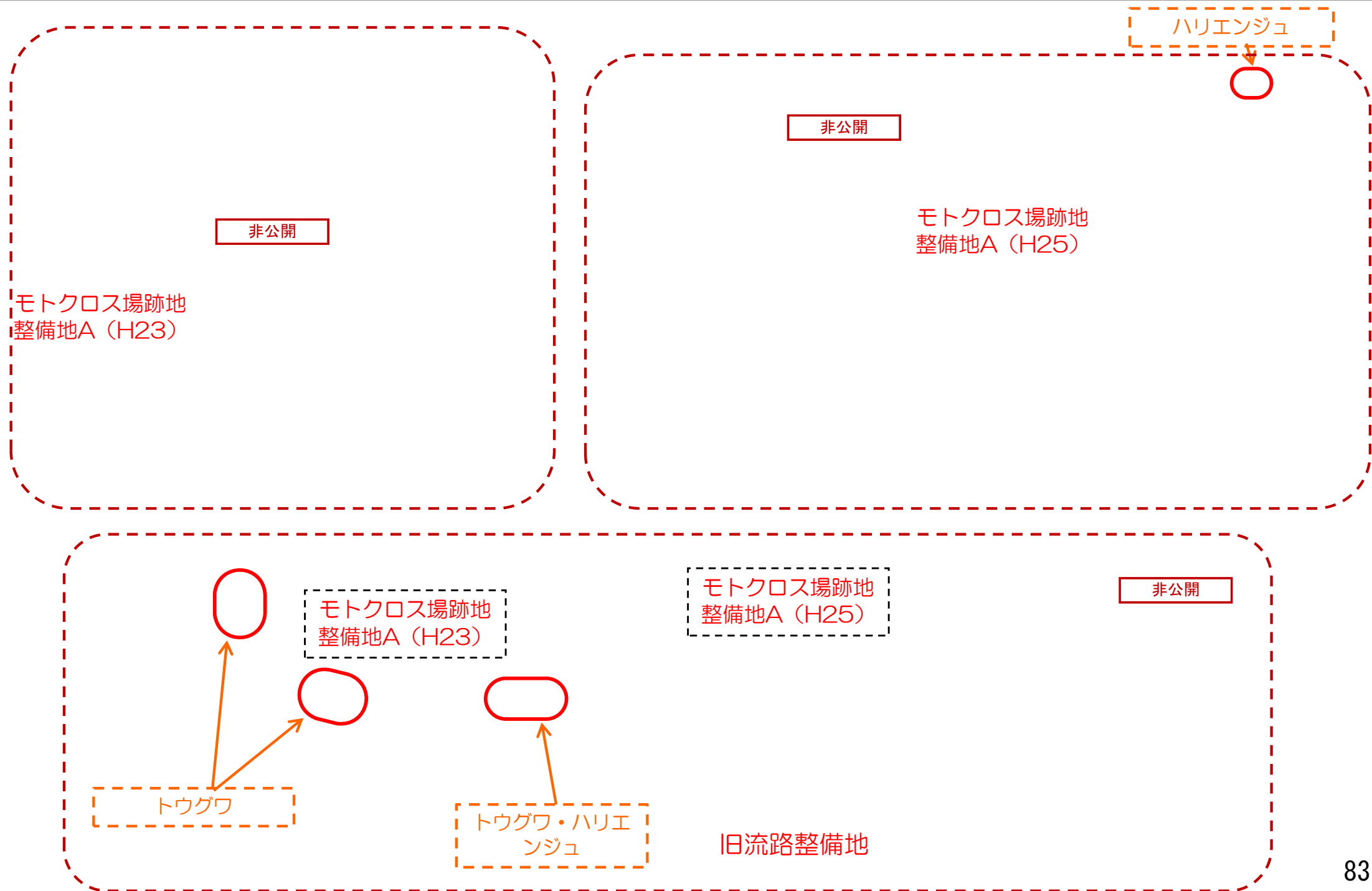
- 整備地を見ていただき、目的と成果の概要を説明します。
 - 外来樹木ハリエンジュの幼木を見ていただき、問題を説明します。
- 各自で伐採を実施していただきます。

- この場所はハリエンジュの幼木が一斉に繁茂し始めています。一般参加者が各自で伐採するのが十分可能な小ささであるため、この場所で伐採を行います。
- 道路際での作業になるため、安全管理が必要です。

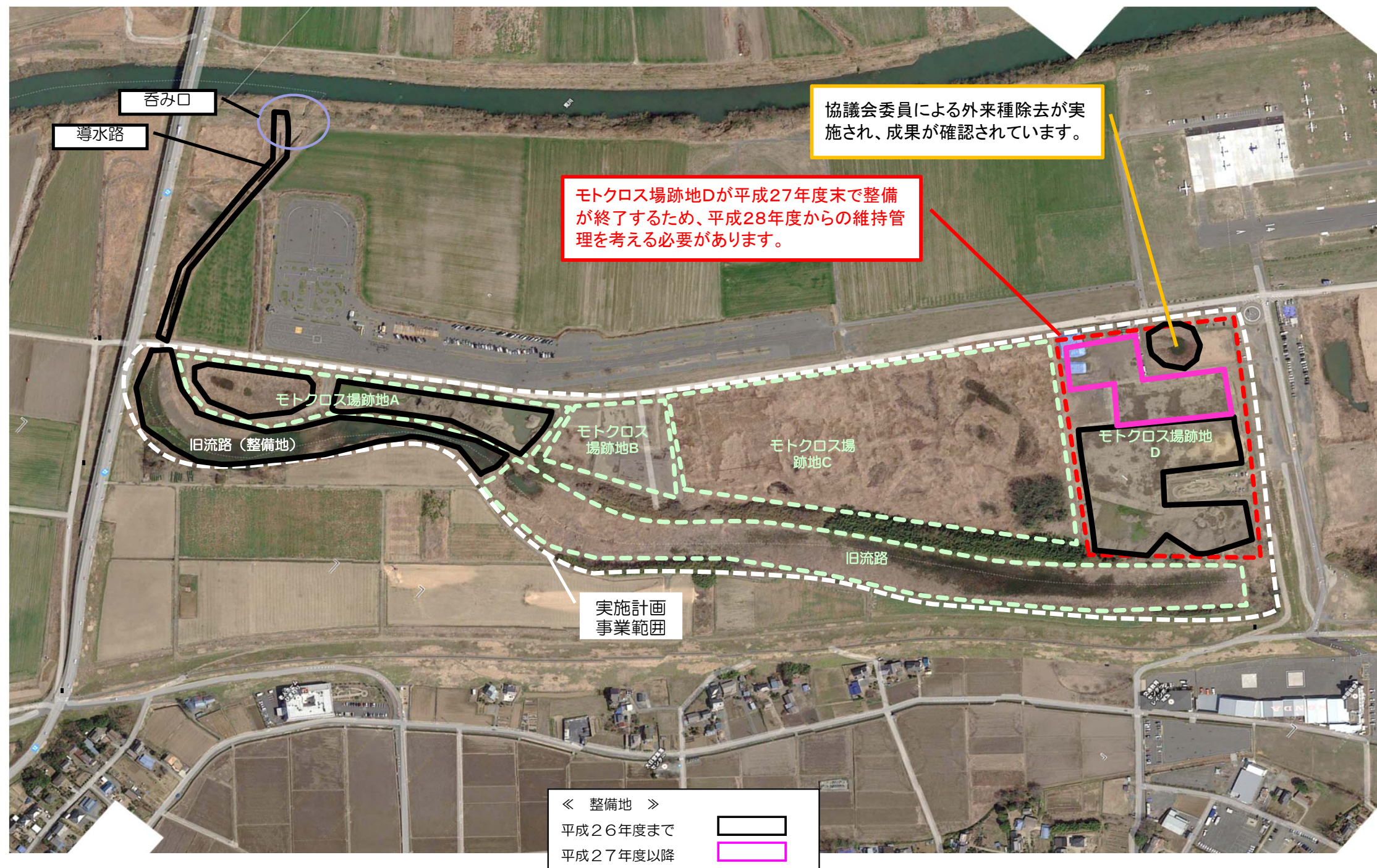


ハリエンジュの幼木群

- 伐採した樹木は現地に放置しておきます。（そこからの再繁茂の可能性はほとんどありません。（切り株からは再繁茂の可能性がありますが））
- トウグワの幼木も混在しているため、これも伐採対象とします。



6. 上池モトクロス場跡地D整備地の維持管理方針について



7. 管理用通路の検討

用地・認定道路の整理

